

しょう しゃ
「障がい者のためのわかりやすい

とうでんばいしょうがくしゅうかい
東電賠償学習会」

きゅうあんどえー

Q & A マニュアル

ねん がつ だいはん
(2013年9月 第二版)

ふくしまけんべんごしかい

福島県弁護士会

にほんべんごしれんごうかい

日本弁護士連合会

にほんしょうがい

じえーでいーえふ

日本障害フォーラム (J D F)

[このテキストについて]

東京電力福島第1原発事故に関して、障がい特性から賠償に関する基礎的な情報も得られず放置されている人が少なくありません。

そのためJDF(日本障害フォーラムといいます。)、日本弁護士連合会高齢者・障がい者に関する震災対応プロジェクトチーム(以下「PT」)は福島県弁護士会と共に「障がい者のためのわかりやすい東電賠償学習会」をJDF・日弁連・福島会の共催で次のとおり実施いたしました(いずれも2012年)。

- 第1回 1月29日 郡山市内
- 第2回 5月29日 いわき市内
- 第3回 6月29日 南相馬市内
- 第4回 8月25日 福島市内
- 第5回 8月26日 会津若松市内

受講者は障がい者、家族、支援者等約50～100名でした。

このテキストは受講者からの「東電の書類は難しく理解できない。」「原発避難で人工透析の回数が減ったなど同様の被害者が簡単に請求できる書式はないか？」等の声を受けて改訂を重ねて、学習会で利用したものです。

制作者一同は、ぜひ、被災された障がい者の方に一人でも多くこのテキストをご活用いただきたいと心から願っています。

テキストでは大きく、前編を賠償一般論、後編を障がい者特有の問題に分けて解説しています。

後編では「障がいに伴う特別な事情に関する説明書モデル」や「障がいに起因する特別な損害に関する賠償金額の目安」等を盛り込み、実践的に役立つ情報を提供しています。

本テキストは障がいのある方の賠償問題の支援という趣旨に沿ってご活用いただく限り、障がい者、家族、支援者、弁護士等に無償でご利用いただけます。

なお、初版の情報は2012年9月6日時点で、第2版の情報は2013年5月20日時点ですので、その点ご注意ください。

このテキストが少しでも被災された障がい者、ご家族のみなさまのお役に立つことを願ってやみません。

はじめに

2011年3月11日に発生した東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所の事故は甚大な被害を発生させています。

原発事故による損害について、現在東電の賠償が課題となっています。

しかし類例のない事態であり、賠償の指針等の情報も日々変化しており、法律家にとっても理解は一筋縄ではいきません。

被害に遭われた一般の方にとって損害賠償をどう考え、どう進めていくのか、専門家の助言なくしては難しい面があります。

なかでも障がいのある人にとって、情報の正確な収集、交渉力等を補うことなく自力で全て進めていくことには困難があると思われま

す。加害企業である東電に言われるままに請求したり、請求の権利のあることが知らされなかったり、請求を諦めたりなどの事態も考えられます。

日本障害フォーラム（JDF）、日本弁護士連合会、福島県弁護士会は、障がいのある人が被害者として適切に権利を行使できるよう、原発損害賠償について分かりやすく理解できる学習会を実施し、今後も支援活動を続けていく所存です。

本マニュアルは2012年1月に福島県郡山市内で開催された第1回目の学習会用に講師2名が作成したQ & A方式のテキストにその後の情報を加筆修正したものです。

同年8月の学習会に向けての改訂では、前篇を賠償全般、後篇を障がい者特有のことに大きく分け、後者には「障がいの慰謝料増額の目安」障がいに伴う事情説明書モデル」を盛り込んだ点に特徴があります。

情報が多すぎるとかえって伝わりにくいと考える、できる限り情報を選びましたので、抜けている事項も多くあります。

詳しいことは弁護士等の専門家に相談しながら進めて頂くようお願い致します。

2013年9月

日本弁護士連合会

福島県弁護士会

日本障害フォーラム（JDF）

ぜんたい しょう
全体の章 だて

ぜんぶん ばいしょうぜんぶん はなし
前編 賠償全般の話

ぺいじ
8 頁 ~ 33 頁

だいいっしょう そんがいばいしょう きそちしき
第一章 損害賠償のいろは(基礎知識)

8 頁 ~ 12 頁

だいにしょう ばいしょう たいしょう そんがい たいしょう
第二章 どんなことが賠償の対象となるか(損害の対象)

13 頁 ~ 26 頁

だいさんしょう せいきゅう ほうほう てつづき
第三章 請求の方法(手続)

27 頁 ~ 32 頁

だいやんしょう そうだんまどぐち
第四章 相談窓口など

33 頁

こうへん しょう しゃとくゆう はなし
後編 障がい者特有の話

34 頁 ~ 66 頁

だいいっしょう しょう ひととくゆう もんだい
第一章 障がいのある人特有の問題

34 頁 ~ 43 頁

だいにしょう しょう しゃ いしゃりょうぞうがく めやす
第二章 障がい者の慰謝料増額の目安

44 頁 ~ 52 頁

だいさんしょう しょう ともなうとくべつ じじょうせつめいしょ もてる
第三章 障がいに伴う特別な事情説明書モデル

53 頁 ~ 66 頁

目次

【前編 賠償全般の話】

8 頁 ~ 33 頁

第一章 損害賠償のいろは（基礎知識）

8 頁 ~ 12 頁

賠償してくれるのは東電ですか、国ですか、行政ですか。

支援機構って何ですか。

「原子力損害賠償紛争審査会」の「指針」って何ですか。

あわてて請求すると言われるますが、時効で請求できなくなることはあるのですか。

東電から届いた書面についてどのような点に注意したらよいでしょうか。

第二章 どのようなことが賠償の対象となるか（損害賠償の対象）

13 頁 ~ 26 頁

どのようなものが損害賠償の対象となるのでしょうか。

企業などではない個人の場合の賠償の対象となる項目を大雑把に教えてください。

原発事故による汚染地域から避難した費用や、放射性物質の有無の確認のために受けた

検査費用は賠償してもらえますか。一時立入費用（一時的に汚染地域の立ち入るためにかか

った費用）や帰宅費用（帰宅するためのかかった費用）は、どうでしょうか。

避難に伴う生活費の増加分を賠償してもらえますか。

避難を余儀なくされ、体調を崩した場合などの損害はどうでしょうか。

また、東京電力に請求するには、どのような書類が必要ですか。

避難等の指示等による精神的損害 = 慰謝料について教えてください。

仕事を休んだ期間の賠償や、失業したことの損害を賠償してもらえますか。

物に関する放射能検査費用は賠償されますか。

避難対象区域ではない地域で、放射線量が高い地域から自主的に避難した人の損害につい

て賠償されますか。また、避難をせずそのまま滞在し続けた場合に賠償されますか。

対象区域外（避難対象区域及び自主的避難等対象区域以外）の住民の自主避難費用、検査

費用は賠償されますか。

宅地・家屋など不動産の価値が減った分について賠償を受けることができますか。

警戒区域内に住宅を持ち、住んでいましたが、まず地震直後の津波で住宅が流された後に、
原発事故による政府の避難指示により福島県外に避難しました。避難費用や慰謝料などの
賠償を東電から受けることができますか。

政府が平成24年7月20日に「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」を公表
したと聞きましたが、この内容について教えてください。

包括請求とはどのようなものですか。

第三章 請求の方法（手続）

27頁～32頁

請求の方法は東電に書類を提出して支払いを待つということですか（請求の方法の説明）。

げんしりょくそんがいばいしょうぶんそうかいけつ

「原子力損害賠償紛争解決センター」とってどのようなものですか。

えいでいーあーる

「ADR」とは何のことですか。

げんしりょくそんがいばいしょうぶんそうかいけつ

「原子力損害賠償紛争解決センター」の申立てにあたって費用はかかりますか。

げんしりょくそんがいばいしょうぶんそうかいけつ

原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続（原発ADR）の現状について教
えてください。

ひなん

避難が続いている以上、途中で請求してお金をもらってしまうと、示談になってその
あとは請求できなくなるのではないですか。

ふたばまち

双葉町の方は自治体が弁護士に賠償請求実務を委託してくれたと聞きましたが、他

地域の住民は同じようにできないのでしょうか。

べんごし

弁護士に賠償の件を一任してしまうと面倒でなくなると思うのですが、弁護士に

支払う費用はどうなるのですか。

けっきょく

結局のところ、今後どうしたらいいのでしょうか？

第四章 各種窓口情報

33頁

福島県弁護士会の窓口

電話相談窓口

【後編 障がい者特有の話】

34頁～66頁

第一章 障がいのある人特有の問題

34頁～43頁

未成年の子ども分の請求は親が出来ますか。

知的又は精神に障がいのある成人の分の請求を親や事業所が出来ますか。

就労継続A型(事業所と雇用契約を結び福祉的支援を受けながら働く形式)で働いていますが工場が半年間閉鎖されて給料をもらえませんでした。賠償してもらえますか。

就労継続B型(作業所)(事業所との間で雇用契約を結ばずに知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行う形式)での工賃(給料にあたるもの)は賠償の対象ですか。

福祉作業所の工賃について事業所がまとめて請求して利用者に分配することは出来ますか。

避難に伴い、介護や支援の時間が増加しました。その損害は誰かに請求出来ますか。

介護の必要時間の増加を行政に請求することは出来ますか。

自閉症の20歳の息子がいて、避難所での共同生活が出来ないため、自家用車の中で家族みんなが震災後2週間過ごしました。そのような家族の精神的な苦痛は賠償してもらえますか。

精神障がいの家族が避難生活の影響で生活環境が変わって不安になったようで突然泣き出したり、暴れたり、症状が悪くなりました。本人と家族に対する賠償されますか。

着の身着のまま避難してきたので、補聴器、車いすなどの補装具を家に忘れてきてしまいました。避難先で新たに購入したのですが、この費用は賠償されますか。

帰還困難区域に障がいをもつ家族と一緒に住んでいるのですが、避難先に家を購入してそこで生活することにしました。購入した家の浴室をバリアフリー仕様に改造するリフォーム費用は賠償の対象となりますか。

日本弁護士連合会は、障がいのある人の特有の問題を賠償に反映させることについて、どのような考えで臨んでいますか。

東電の賠償の書式に点訳版はありますか。

紛争解決センターの書面は点訳版がありますか。手話通訳は配置されていますか。

紛争解決センターで、精神や身体の障がいを理由に慰謝料が増額された事例があれば教えてください。

だいにしょう <small>しょう</small> 障がい者の慰謝料増額の目安	44頁 ~ 52頁
<small>しょう</small> 障がい者のための原発事故に対する慰謝料増額の目安	44頁 ~ 48頁
健康状態の悪化、障がいの進行による慰謝料	48頁
チェックリスト表	52頁
だいさんしょう <small>しょう</small> 障がいに伴う特別な事情説明書モデル	53頁 ~ 66頁
ひとり暮らし版	54頁 ~ 60頁
さん人暮らし版	61頁 ~ 66頁

【前編 賠償全般の話】

第一章 損害賠償のいろは(基礎知識)

問：賠償してくれるのは東電ですか、国ですか、行政ですか？

回答：東電です。

解説：原発事故の賠償は「原子力損害の賠償に関する法律」(以下「原賠法」と略します。)が定めています。その法律は原発事故の損害は、原子力の「事業者」(福島原発でいえば東京電力)が責任を負うとします(第3条)。そして、故意(わざと悪いことをした)とか、過失(注意が足りなかった)があったのかどうかなどは一切関係なく、事業者に賠償責任があります。

要するに、東電には、原発事故を起こして沢山のの人に迷惑を与えた加害者、加害企業として被害者に対して損害賠償をする義務があり、被害者には賠償を求める権利があります。

しかし、「賠償」とは、被害者がただ待っているだけでは行われません。

年金のように、一度資格が確認されれば自動的に振り込まれてくるというようなものではありません。

そのため、事故の被害者であるけれども、事故の責任者である東電に対して、どのように賠償金を要求していくかを知っておく必要があります。

原賠法には「事業者(東電)以外の者には賠償責任がない」という意味の規定があります(第4条第1項)。これは原賠法の「責任集中原則」といわれています。

では、国は賠償問題と関係がないのでしょうか？

やはり、国策として原発政策を推進し、原子力発電事業の許可を与えてきた国にも責任はあります。原賠法では、事業者が被害者にしっかりと賠償を実施するように援助する責任などが規定されています。

小問：では、国や公務員の違法行為に基づく損害賠償を定める「国家賠償法」に基づき国に対して被害者は賠償請求権を行使できるのでしょうか。
これは説が分かれています。

【請求できない説】

原賠法4条の「責任集中原則」がある以上、無理であるとする説。

【請求できる説】

本来、憲法17条が、何人も公務員の不法行為により損害を受けたときは法律により国に賠償を求めることができる旨規定されており、それは憲法上の市民の重要な権利であるとする説。

仮に原賠法4条によりそれが否定されるというならば、そのような規定は憲法違反として無効である。

いずれにしても、立法のあり方として、原賠法の規定ぶりには批判があります。

問：支援機構って何ですか。

回答：平成23年8月3日原子力損害賠償支援機構法が成立し、原子力損害賠償支援機構による東京電力に対する資金援助の制度ができました。被害賠償を円滑に進めるために国が東電の損害賠償の実施を支援する仕組みです。

問：「原子力損害賠償紛争審査会」の「指針」って何ですか。

回答：平成23年7月29日に、平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律(いわゆる「仮払い法」)が成立し、国が原子力損害賠償紛争審査会の指針にもとづいて、被害者に、東京電力が支払うべき損害賠償額の半額以上をたて替えて支払い、代わりに東京電力に請求することになりました。そして、この審査会は今まで、賠償問題での「指針」という共通の目安を公表しています。

第一次指針	平成23年4月28日
中間指針	平成23年8月5日
同 追補(自主的避難)	平成23年12月6日

これらの「指針」は加害者である東電と被害者との間の紛争の自主的解決(話し合いによる解決)を促進するための目安であって、裁判所の判断を拘束するような法的な効力はありません。

とはいえ、有識者により議論された国の法定審査会が出した指針であり、裁判所の判断にも影響を有することは予想されます。したがって、これらの指針がどのように言っているのかの点の検討をしないで損害賠償の範囲や額を判断できないだけの

おもみ じじつ
重みがあるのも事実です。

たほう ししん さいだいこうやくすう おおわく かんがえ しめして ししんじたい
他方、指針は最大公約数としての大枠の考えを示しているものであり、指針自体が、
「ししん しめされたはんいいがい そんがい こべつ じじょう おうじてみとめられる むね くりかえし
指針で示された範囲以外の損害も個別の事情に応じて認められる」旨を繰り返し
きょうちよう
強調しています。

とひ せいきゅう いわれます じじょう せいきゅうで きなく
問：「あわてて請求するな」と言われますが、時効で請求できなくなることはある
のですか。

かいとう じじょう せいきゅうで きなく げんぱつ じこ 3ねん けいか
回答：時効で請求できなくなることがあります。原発事故から3年が経過すると
せいきゅう かもうせい はやくせいきゅう べんごし
請求ができない可能性もありますので、なるべく早く請求をしたり、弁護士に
そうだん
相談してください。

かいせつ どうでん たいしてばいしょう せいきゅう きかん げんそく へいせい23ねん3がつ11にち
解説：東電に対して賠償の請求をするべき期間は原則として平成23年3月11日から
3ねんいらい
3年以内です。

したがって、時効で請求できなくなることはあります。

この点について、東京電力は、¹時効のスタートは、東京電力が「損害賠償
せいきゅう うけつけ かいし じてん かりばらいほしょうきん しばらい ひがいしゃ
請求の受付を開始した時点」からとする、仮払補償金の支払をした被害者に
たいしてとうきょうでんりょく せいきゅうしょ せいきゅう うながす など ほっそう ばあい
対して東京電力が請求書や請求を促すダイレクトメール等を発送した場合には、
じてん じじょう あらた 3ねんかん じじょうきかん しんこう じょうき がいとう
その時点で時効が中断し、新たに3年間の時効期間が進行する、上記に該当しな
ひがいしゃ じじょうかんせい いちりつ ばいしょうせいきゅう こぼむ じゅうなん
い被害者についても時効完成をもって一律に賠償請求を拒むことはせず、柔軟に
たいおう はっぴょう かならず しんさい 3ねん けいか
対応する、と発表しておりますので、必ずしも震災から3年が経過したからといっ
すべて かたがた せいきゅう じじょう はっぴょう
て全ての方々の請求が時効によりできなくなるわけではないことを発表していま
うら かえせば こんご ひがいしゃ じじょう せいきゅう かもうせい
す。しかし、裏を返せば、今後、被害者が時効で請求できなくなる可能性があるこ
とおわせて
とも匂わせております。

たほう くに ひがいしゃ げんしりょくそんがいばいしょうふんそうかいけつせんたー わかいちゅうかいてつづき げんぱつ
他方、国は、被害者が原子力損害賠償紛争解決センターに和解仲介手続（原発
えいでいーあーる もうしたて おこない どうがいわかいちゅうかいてつづき うちきり しゅうりょう ばあい
ADR）の申立てを行い、当該和解仲介手続が打ち切りにより終了した場合、
じてん しょうめつじじょうきかん けいか いっていきかん さいばんしょ ていそ
その時点で消滅時効期間が経過していても、一定期間は裁判所に提訴することがで
きるとする特例法を成立させようとしています。

しかしながらこの特例法案は、被害者が賠償の権利が時効消滅してしまうことを
とくれいほうあん ひがいしゃ ばいしょう けんり じじょうしょうめつ
避けるためには、原発ADRの申立てを3年以内にしなければならぬことを前提と
さける げんぱつ もうしたて 3ねんいらい ぜんてい
していることなど、被害者救済の観点から極めて問題の大きい法案です。

そのため、日弁連や福島県弁護士会などで3年の時効消滅や20年間で賠償の

権利が無くなる法律の規定について、今回の原発賠償には適用しないとする特別の法律を制定するよう強く政府に働きかけしているところですが、このような法律が制定されるかどうかは今後の政治状況により流動的です。

ところで、仮に、このような法律が制定されなくても、弁護士に依頼するなどして時効を止めることができることがあります。

ですので、皆さんにおいては、震災から3年が経過する前に、なるべく早く、弁護士や支援者などにご相談し、必要に応じて賠償手続を依頼することもご検討いただければと考えます。

問：東電から届いた書面についてどのような点に注意したらよいでしょうか。

回答と解説：

まずは、そもそも、東電の書面は、加害者側が作成したものであり、必ずしも被害者の視点に立っていないとの批判があることを理解してください。したがって、東電の書面を使わないで請求することも可能ですが、仮にこの書式を使うとした場合の注意点を以下においてご説明します。

1 記入は慎重に

東京電力からの原子力損害賠償の請求書類には、「同一補償対象期間における各補償項目の請求は1回限りとする」とあり、請求漏れがあっても後から請求できなくなるおそれがあります。

2 合意書を作成する前に再確認を

当初、原子力損害賠償の請求書類中に同封されていた「合意書」には、「一切の異議・追加の請求を申し立てることはありません」と記載されており、一度合意してしまうと、その期間のその項目の損害について、それ以上の請求ができなくなるような状況でした。

この点、東電は、世論の批判を受け、平成23年10月11日に、「一切の異議・追加の請求を申し立てることはありません」との記載を削除することを記者発表しております。しかし、最終的に合意をする際に、この記載がないことをきちんと確認することが極めて重要です。

3 土地や住宅については、先送りされており問題となっていました（ただし、現在で

は、不動産賠償^{ふどうさんばいしょう}についての動き^{うごき}が始まっています。

4 請求方法^{せいきゅうほうほう}は他にもあります

損害賠償請求^{そんがいばいしょうせいきゅう}の手続^{てつづき}の方法^{ほうほう}はひとつではありません。より簡便^{かんべん}な申立書式^{もうしたてしょしき}による申立て^{もうしたて}を認めている^{みとめて}原子力損害賠償紛争解決センター^{げんしりょくそんがいばいしょうふんそうかいけつ}に申し立てる^{もうしたてる}方法^{ほうほう}もあります。日弁連^{にちべんれん}では申立書^{もうしたてしょ}の書式例^{しょしきれい}を作成^{さくせい}していますので、ご利用^{ごりよう}ください。

第二章 どのようなことが賠償の対象となるのですか（損害賠償の対象）

問：どのようなものが損害賠償の対象となるのでしょうか。企業などではない個人の場合の賠償の対象となる項目を大雑把に教えてください。

回答：大雑把に言えば、以下の損害が挙げられます。

避難に伴う実費（身体ひなんの放射能ともなうじっぴの検査しんたいをするための費用ほうしゃのう、逃げるための費用けんさ、家に一時的にひよう戻る費用にげる、家に帰る費用ひよう、生活費の増加いえ）

生命・身体的損害（逃げる際いの怪我ちんたい、避難中にげるに身体けがの状態ひなんちゆうが悪しんたいくなったこと等じょうたい）
精神的損害（避難生活わろくの苦しさなど）

営業損害

就労不能等えいぎようそんがいに伴う損害しゆうろうふのうなど（働けなくなりともなうそんがいもらえなくなった給料はたらけなく、仕事を失ったきゆうりよう損害しごと）

検査費用（持っているものや自動車けんさひようの放射能もっての検査じどうしゃをする費用ほうしゃのう）

財物価値の喪失又は減少等さいぶつ（土地や建物ちが放射能ちたもので汚ほうしゃのうされて価値よごされてが減かちった分へったぶん）

放射線被曝による損害（放射能ほうしゃせんを浴びたことひくによって起きたおきた病気びょうきなど）

自主的避難に伴う損害及び避難をしなかったことによる損害じしゅてきひなん

問：原発事故による汚染地域から避難した費用や、放射性物質の有無の確認のために受けた検査費用は賠償してもらえますか。一時立入費用（一時的に汚染地域に立ち入るためにかかった費用）や帰宅費用（帰宅するためにかかった費用）は、どうでしょうか。

回答：避難費用、検査費用、一次立入費用、帰宅費用はいずれも賠償の対象となります。

解説：

避難費用について

中間指針によれば、以下の費用が、避難に関する損害として認められるものとされています。

- 対象区域から避難するために掛った交通費、家財道具の運搬費用
- 対象区域から出て暮らす以外になかったため掛った宿泊の費用や関連する費用
- 損害の金額は、実際にかかった金額を原則とします。

ただし、領収証をとっておく余裕がなかった事情などがあれば、統計などを使って平均的な金額を推定する方法でも構わないとされています。

たとえば、ガソリンスタンドの領収書がそろっていなくとも避難場所までの移動距離から通常かかるはずのガソリン代などを計算して、金額を計算することも可能です。

検査費用（人体）について

- ・ 中間指針によれば、避難等対象者については原則として、被爆にかかる検査費用及びその付随費用（検査のための交通費等）が損害として認められています。
- ・ 放射性物質は、量によっては人体に多大な負の影響を及ぼす危険性がある上、見えず、臭わず、人の五感作用では知覚できないため、当然認められるべきものと考えられます。
- ・ 請求にあたって原則としては検査費用に関する領収証が必要となります。

一時立入費用及び帰宅費用について

中間指針によれば、平成23年5月10日以降の警戒区域内に住居を有する者が、市町村が政府や県の支援を得て実施する一時立入りに参加するために自己負担した交通費、家財道具移動費用、除染費用等（前泊や後泊が不可欠な場合の宿泊費も含む）は、必要かつ合理的な範囲内で賠償の対象になるとされています。

問：避難に伴う生活費の増加分を賠償してもらえますか。

回答： 被害者救済にあたる弁護士からすると賠償してもらえるものと考えていますが、中間指針などによれば、避難に伴う精神的な損害に含まれ、特段の事情が認められる場合に限り、実費の賠償をするとされています。なお、原子力損害賠償紛争解決センターの和解事例において特段の事情が考慮された事例があります。

解説： 審査会の第2次指針、中間指針によれば、通常の範囲の生活費用の増額であれば精神的損害として加算されますが、特に高額な生活費の増加費用の負担をよぎなくされた場合には、高額な費用を負担せざるを得なかった特段の事情があるときは、別途、必要かつ合理的な範囲において、その実費の賠償が認められると説明しています。

つまり中間指針は、避難対象者の精神的損害として、【本件事故発生から

6ヶ月間】について、1人月額10万円～12万円を目安とし（屋内退避者1人10万円）この金額の中に通常の範囲の生活費の増額分は既に入っており、高額な生活費の増加費用を負担せざるを得ない場合には、別途、その特別な事情を立証した場合に限り賠償が認められると説明しています。

この点、原子力紛争解決センターの和解事例において特段の事情が考慮された事例が多数ありますので、諦めないで和解仲介（ADR）の申し立てをしていただくと良いと思います。

なお、「避難に伴う生活費の増加は特別な事情を除いて精神的損害の月額10万～12万円に含まれる」という指針の考えは実態に即しておらず不十分であるという被害者からの声が多く、慰謝料と実費を合わせてアバウトに算出することは被害者救済に資する基準ならばともかく、法理論的にも疑問があります。

問：避難を余儀なくされ、体調を崩した場合などの損害はどうでしょうか。

また、東京電力に請求するには、どのような書類が必要ですか。

回答と解説： 中間指針によれば、政府の指示により警戒区域や緊急時避難準備区域等の対象区域からの避難や、屋内退避等を余儀なくされた方（以下「避難等対象者」といいます）に対する生命・身体的損害につき、以下のものが損害になるとされています。

本件事故により対象区域からの避難等を余儀なくされたため、傷害を負い、健康状態が悪化（精神的損害を含む）し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益（たとえば死ななければもらっていたはずの将来の給料など）治療費、薬代、精神的損害等

本件事故により対象区域からの避難等を余儀なくされ、これによる治療を要する程度の健康状態の悪化等を防止するため、負担が増加した検査費、治療費、薬代等これらの損害を請求する場合に必要な資料は、以下のものが考えられます。

医師による診断書、医療機関からの治療・検査費用の領収書、通院交通費のメモなど

問：避難等の指示等による精神的損害 = 慰謝料について教えてください。

回答：東電は原則として月額10万円としていますが、弁護士としてはこれでは足りないと考えています。

解説：中間指針は、避難等の指示により避難生活や屋内退避等を余儀なくされたことによって、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛を損害と認め、避難対象者につき、以下のような賠償額の算定方法を定めました。

き記

第1期（本件事故発生から6ヶ月間）

ひとり月額10万円を目安とする。

ただし、避難所等における避難生活をした期間は、1人月額12万円を目安とする。

第2期（第1期終了から6ヶ月間）

ひとり月額5万円を目安とする。

ただし、警戒区域等が見直される場合には、必要に応じて見直す。

第3期（第2期終了後、終期まで）

今後の本件事故の収束状況等の事情を踏まえ、検討する。

おくないたいひしや

屋内退避者は、屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域内で退避していた者について、1人10万円を目安とする。

そんがいはっせい し き しゅうき

損害発生の始期と終期について

損害発生の始期は、個々の対象者の避難等の日にかかわらず、原則として本件事故発生時である平成23年3月11日となります。

ただし、緊急時避難準備区域内に住居がある子ども、妊婦、要介護者、入院患者等であって、平成23年6月20日以降に避難した者及び特定避難勧奨地点から避難した者については、実際に避難した日を始期とします。

終期は、避難指示等の解除等から相当期間経過後となり、これ以後に生じた

精神的損害は、特段の事情がなければ損害となりません。

ただし、東京電力は、中間指針の基準によらず、本件事故発生から6ヶ月経過後で

あっても、平成23年9月1日から平成24年2月29日までの精神的損害として、
月額5万円から、月額10万円または12万円とする旨、取扱いを変更しています。

また、原子力損害賠償紛争解決センターの総括基準によれば、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、中間指針の目安額よりも増額することができる
とされており、その具体的な例として、「身体または精神の障がいがあること」が挙げ
られています。後で説明するように、実際に、増額された事例があります。

問：仕事を休んだ期間の賠償や、失業したことの損害を賠償してもらえますか。

回答：ともに賠償の対象となります。

解説：(1) 休業損害（仕事を休んだことの賠償）

原則として事故前の収入の減少分が賠償の対象となります。

(2) 失業による損害

勤務先が警戒区域であり倒産して失業したという方の場合、失職しなければ
得られたはずの賃金や減収分、退職金差額等が賠償対象と考えられます。

現状で多くの避難者が雇用の機会が与えられず失業状態を強いられ、
再就職、復職は困難です。

他方、警戒区域が解除されて市民生活や経済社会の一定の復旧がなされた
場合でも再就職せずに定年時点までの賃金や退職金が全て賠償されると
安心できるものでもありません。

地域が復興した場合はもちろんですが、仮に警戒区域が解除されずに地元に
戻ることができなかった場合でも、再就職が不能であるような事情のない場合
は、一定の期間で失業賠償も認められなくなる可能性は有り得ます。

**(3) 原子力損害賠償紛争解決センターの総括基準によれば、請求対象期間を
問わず、特段の事情がない限り、避難先において仕事をしたことによる給与(月額
50万円まで)については休業損害から差し引かない取扱いとするとされて
います。なお、東電の基準では期間に制限があります。**

問：物に関する放射能検査費用は賠償されますか。

回答：賠償の対象となります。

解説：中間指針によれば、対象区域内にあった商品を含む財物に関する検査費用につい

ては、原則として、所有者等が負担した検査費用(検査のための運送費等の付随費用も含む)が損害として認められるとされています。

例えば、食品であれば、体内に取り込むため、平均的・一般的な人の認識を基準とすれば、体内被曝を心配し、検査をするのは合理的であると認められることとなります。

問:避難対象区域ではない地域で、放射線量が高い地域から自主的に避難した人の損害について賠償されますか。

また、避難をせずそのまま滞在し続けた場合に賠償されますか。

回答:東北(福島市など)や県中(郡山市など)や浜通り(いわき市など)の一定の地域(自主的避難等対象区域)において、妊婦や18歳以下で1人40万円、その他の大人は同8万円が平成23年12月6日の中間指針追補で認められました。もっともその内容には批判もあります。

なお、その後、県南地域については、妊婦や18歳以下で東電から1人20万円に加え福島県から10万円、その他の大人は東電から同4万円が、会津地域については福島県から妊婦や18歳以下で1人20万円、その他の大人は同4万円がそれぞれ支払われることとなりました。

解説:平成23年12月6日の中間指針追補(自主的避難等に係る損害について)は、避難指示等に基づかず、避難指示等の対象区域の周辺地域で行った避難及び当該周辺地域において、自主的避難をせずにそれまでの住居に滞在し続け、これら避難をしなかった者が抱き続けたであろう恐怖や不安を斟酌し、以下の損害額を目安としました。

(1) 対象地域

自主的避難等対象区域

福島県内の23市町村

福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、みはるまち、おのまち、そうまし、しんちまち、三春町、小野町、相馬市、新地町、いわき市 のうち、避難指示等対象区域を除く区域。

対象外となった地域

白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村

あいづわかまつし きたかたし きたしおばらむら にしあいづまち ばんだいまち いなわしるまち あいづばんげまち ゆがわむら
会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、
やないづまち みしままち かねやまち しょうわむら あいづみさとまち しもごうまち ひのえまたむら ただみまち みなみあいづまち
柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町

なお、もともと ひなん しじなど たいしょうしちようそん つぎ ちいき
なお、元々の避難指示等の対象市町村は次の地域

みなみそうまし ひろのちよう ならはまち とみおかまち かわうちむら おおくまちよう ふたばちよう なみえまち かつらおむら いいたむら
南相馬市 広野町 榊葉町 富岡町 川内村 大熊町 双葉町 浪江町 葛尾村 飯館村
たむらし いちぶたいしちようちいき
(田村市は一部対象地域あり)

(2) 対象者

じしゅてきひなんとうくたいしちようくいきない せいかつ ほんきよ じゅうきよ もの ほんけん じこ
自主的避難等区対象区域内に生活の本拠としての住居があった者。本件事故
はっせいご じゅうきよ じしゅてきひなん おこなったばあい とうがいじゅうきよ たいざい つづけたばあい ほんけん
発生後に住居から自主的避難を行った場合、当該住居に滞在を続けた場合、本件
事故発生時に自主的避難等対象区域外に居り引き続き同区域外に滞在した場合を
とわなひ
問わない。

ほんけん じこ はっせいとうじひなん しじとうたいしちようくいきない じゅうきよ もの じちようきちゆうかん
また、本件事故発生当時避難指示等対象区域内に住居があった者で、上記中間
ししん せいしんてきそんがい ばいしちようたいしちよう きかんならび こども にんぶ じしゅてきひなん
指針の精神的損害の賠償対象とされていない期間並びに子供、妊婦が自主的避難
とうたいしちようくいきない ひなん たいざい きかん じしゅてきひなんとう たいしちようしや ばあい じゅうじて
等対象区域内に避難して滞在した期間も、自主的避難等の対象者の場合に準じて
たいしちよう
対象となる。

(3) 損害項目

い か そんがい いったい はんい ばいしちよう そんがい
以下の損害のうち一定の範囲が賠償すべき損害となる。

じしゅてきひなんしや
自主的避難者

- 1 せいかつひ ぞうかひよう 2 せいしんてきくつう 3 ひなん きたく ようしたいどうひよう
)生活費の増加費用)精神的苦痛)避難・帰宅に要した移動費用
どうくいき たいざい つづけたもの ばあい 1 せいしんてきくつう 2 せいかつひ ぞうかひよう
同区域に滞在を続けた者の場合)精神的苦痛)生活費の増加費用

(4) 損害額

じゅうき 3 および がっさん がく どうがく そんがいがく さんてい
上記(3)の 及び につき、合算した額を同額として、損害額を算定する。

こどもおよびにんぶ ほんけん じこ はっせい へいせい23ねん12がつまつ
子供及び妊婦 本件事故発生から平成23年12月末まで
ひとり 40まんえん めやす
1人 40万円を目安とする

へいせい24ねん1がついこう こんご ひつよう おうじてけんとう
(平成24年1月以降については今後、必要に応じて検討される)

そのた じしゅてきひなんとうたいしちようしや
その他の自主的避難等対象者

ほんけん じこ はっせいとうじ じき そんがい ひとり 8まんえん めやす
本件事故発生当初の時期の損害として1人 8万円を目安とする

ほんけん じこ はっせいとうじ ひなん しじとうたいしちようくいき じゅうきよ ばあい
本件事故発生時に避難指示等対象区域に住居があった場合

ちゆうかんししん ひなん しじとう せいしんてきそんがい ばいしちようたいしちよう きかん
中間指針の避難指示等による精神的損害の賠償対象とされていない期間は、

じゅうき きんがく たいしちようきかん おうじためやす かんあん きんがく
上記、の金額が、その対象期間に応じた目安であることを勘案した金額とする。

子ども、妊婦が自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間については本件事故発生から平成23年12月末までの損害として1人20万円を自安とし、中間指針追補の対象となる期間に応じた金額とする。

中間指針追補は、個別具体的な事情に応じて、以上の損害項目以外の項目が賠償の対象となる場合や異なる賠償額が算定される場合が認められ得るとしています。

(5) 2011年12月6日の審査会による自主的避難者の賠償指針についての批判同指針については、以下の批判があります。

- ・ 損害額が低すぎるので高くするべき
- ・ 少なくとも福島第一原子力発電所から80km圏内となる部分がある市町村及び3か月当たり1.3mSvを超える放射線が検出された地域からの避難によって生じた損害については、賠償を行うべきである。
- ・ 自主的避難者の場合でも、職場・学校等の諸事情から家族の離散の生活を強いられ、生活費が二重に掛かり、住み慣れた地域を離れて周囲に友人もなく、家族離れ離れの不安な生活を強いられるなど精神的苦痛が著しい。このようなことは、「特別な事情」どころか、自主的避難者の多くに共通する苦難と言ってよい。

そうである以上、生活費の増加や精神的損害の額が総額で8万円が自安などという指針の考え方は、およそ賠償を否定しているに等しく、根本的に改められるべきである。

(6) 以上のような批判を受け、その後東電は、県南地域(白河市、西郷村、矢吹町、泉崎村、中島村、棚倉町、埴町、矢祭町、鮫川村)について、妊婦や18歳以下で1人20万円、その他の大人は同4万円を支払うことを決め、その後、福島県が基金から妊婦や18歳以下で1人10万円を支給することになりました。また、会津地域については福島県から妊婦や18歳以下で1人20万円、その他の大人は同4万円がそれぞれ支給されることも併せて決められました。

東京電力は、自主的避難区域についてはこれで賠償は打ち切りという方針のようであり、弁護士としては大きな問題であると考えています。

問：対象区域外（避難対象区域及び自主的避難等対象区域以外）の住民の自主避難費用、検査費用は賠償されますか。

回答：賠償の対象となり得ます。

解説：合理的かつ相当であると判断される範囲の損害であると立証されれば、対象区域外に生活の本拠のある者の自主避難によって生じた損害も認められる可能性があります。特に、体内被曝の影響を受けやすい、妊婦や子どもについては、自らの身体が放射性物質に曝露したのではないかとの不安感を抱き、この不安感を払拭するために検査を受け、また避難をすることも合理的な行動であると考えられ、避難費用や検査費用について、対象区域内外で差異を設ける合理性はないものと思われま

す。この点、原子力損害賠償解決センターの総括基準によれば自主避難にかかる実費について自主的避難を実行したグループに子ども又は妊婦が含まれていたかどうか、自主的避難の実行を開始した時期及び継続した時期、当該各時期における放射線量に関する情報の有無及び情報があった場合にはその内容、当該実費等の損害の具体的内容、額及び発生時期などの要素を総合的に考慮して評価されるべきであるとされています。

なお、自主避難者の高速道路料金について無料化する措置が始まっております。

問：宅地・家屋など不動産の価値が減った分について賠償を受けることができますか。

回答：少なくとも避難等区域内の不動産については賠償されますが、賠償割合については区域によって差があります。

解説：あとで説明するとおり、政府が平成24年7月20日に指針を示しました。そして、これを前提に、平成25年3月29日から、原発事故発生時点において避難指示区域内に賠償の対象となる資産を所有していた人に対し、東京電力が、宅地・建物・借地権等の賠償に係る請求手続きを開始しました。

また、上記の指針を前提に、不動産だけでなく、家財に対する定型の賠償請求手続きも始まっています。

問：警戒区域内に住宅を持ち、住んでいましたが、まず地震直後の津波で住宅が流された後に、原発事故による政府の避難指示により福島県外に避難しました。避難費用や慰謝料などの賠償を東電から受けることができますか。

回答：避難と原発事故との因果関係は明らかですので賠償が受けられるべきであると考えます。

解説：東電は避難は津波が原因であるとこれを否定しますが、原発事故がなければ自宅の近隣に避難するのが通常であり、避難と原発事故との因果関係は明らかであると考えます。この点、中間指針は「地震・津波による損害は賠償対象とならない」としつつも、津波と原発事故との区別が付きにくいケースについて、「証明を被害者に強いるのは酷」として東電に柔軟な対応を求めています。東電の対応は指針の趣旨にはんするものと言わざるを得ません。

なお、東京電力は、地震・津波による被害を受けた人への賠償について、宅地・借地権については地震・津波による減額はせずに賠償金を支払うとしていますが、建物については、地震・津波による損害の程度に応じた賠償金を支払うものとしています。東京電力は、倒壊（地震により建物が倒壊した場合または津波により建物が流出した場合）については100%、全損（地震で構造的に大きく損壊し、住み続けることが困難な状態または津波で建物の高さの半分以上が浸水した場合）については50%、半損（地震で構造的に損壊しており、住み続けるためには、大がかりな補修工事が必要な状態または津波で床上1m以上浸水した場合）については20%、一部損（地震で構造的な損壊は少なく、比較的簡単な補修工事で原状回復が可能な状態または津波で床上浸水した場合）については3%をそれぞれ減額するとしています。

問：政府が平成24年7月20日に「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」を公表したと聞きましたが、この内容について教えてください。

回答と解説：

政府は、平成24年7月20日に、避難指示区域の見直しに伴い被害を受けた自治体、住民の方々の意見や実情を聞き、これを可能な限り賠償基準に反映するべく東電と調整を進めてきたとした上で、避難指示区域の賠償基準の考え方について公表するに至りました。

この賠償基準の考え方は、原発事故被害者の賠償請求に極めて大きな影響を与えるものと考えております。その内容は多岐にわたりますが、大きく

避難指示区域における各賠償項目の考え方、

2 旧緊急時避難準備区域等における賠償の方針に分けられますので、以下分けてご説明いたします。

1 避難指示区域における各賠償項目の考え方

(1) 不動産（住宅・宅地）に対する賠償

基本的な考え方

帰還困難区域においては、事故発生前の価値の全額を賠償。

居住制限区域・避難指示解除準備区域は、事故時点から6年で全損として、避難指示の解除までの期間に応じた割合分を賠償。

避難指示解除が事故後6年以降であれば全損とし、4年であれば6分の4。

解除の見込み時期までの期間分を当初一括払い。見込み期間超過分は追加賠償。

見込み時期については、居住制限区域は事故時点から3年、避難指示解除準備区域は2年。

事故発生前の価値の算定

土地

宅地については固定資産税評価額の1.43倍

建物の

住宅については、固定資産税評価額を基に算定する方法と、建築着工統計に

基づく平均新築単価を基に算定する方法を基本とし、個別評価も可能とする。

住宅の修復費用

早期修繕の要望に応え、建物の賠償の一部前払いとして、建物の床面積に応じ

た修復費用（1㎡あたり1.4万円）を速やかに先行払いする。

(2) 家財に対する賠償

家族構成に応じて算定した定額の賠償とする。詳細は次の表のとおり。（万円）

世帯人数	1名	2名	3名		4名		5名	
大人	1名	2名	2名	3名	2名	4名	3名	5名
子ども			1名		2名		2名	
帰還困難区域	325	595	635	655	675	715	735	775
居住制限区域 避難指示解除 準備区域	245	445	475	490	505	535	550	580

(3) 営業損害・就労不能損害に対する賠償

営業損害・就労不能損害の一括払い

従来の一定期間ごとにおける実損額を賠償する方法に加え、一定年数分の営業損害、就労不能損害を一括で支払う方法を用意する。

農林業	5年分
その他の業種	3年分
給与所得	2年分

漁業については検討中

営業・就労再開等による収入は差し引かず。

営業損害および就労不能損害の賠償対象者が、営業・就労再開、転業・転職により収入を得た場合、一括払いの算定期間中の当該収入分の控除は行わない。

事業再開費用等

必要な追加費用とするほか、一括払い対象期間終了後の風評被害も別途賠償の対象とする。

(4) 精神的損害に対する賠償

平成24年6月以降の精神的損害について、

帰還困難区域で600万円、

居住制限区域で240万円(2年分)

避難指示解除準備区域で120万円(1年分)

を標準とし一括払いを行う。

解除の見込み時期が¹の標準期間を超える場合には、新たな解除見込み時期に
対応した期間分の一括払いとし、実際の解除時期が見込み時期を超えたばあには
超過分の期間について追加支払い。

2 旧緊急時避難準備区域等における賠償の方針

(1) 住宅等の補修・清掃費用

30万円³の定額賠償。これを上回る場合は実損額に基づき賠償。

(2) 精神的損害・避難費用等の賠償

中学生以下の年少者の精神的損害について月額5万円として平成25年3月分
まで継続。

全住民について、通院交通費等生活費の増加分として、平成25年3月分までを
一括して一人当たり20万円を支払う。

(3) 営業損害・就労不能損害の賠償

営業損害については平成25年12月分まで、就労不能損害(勤務先が避難指示
区域外の場合)については、平成24年12月分まで継続するとともに、一括払いの
選択肢を用意する。

(4) 早期帰還者等への精神的損害の賠償

早期帰還者・滞在者については、避難継続者との賠償の差異を解消する観点から、
遡って支払いを行う。

(5) 旧屋内退避区域への対応

旧屋内退避区域及び南相馬市の一部については、避難継続者に対して平成23年
9月末まで精神的損害の賠償金が支払われていたことから、早期帰還者及び滞在者
に対してもその間の精神的損害の賠償について遡って支払いを行う。また、家屋の
賠償、営業損害等についても、旧緊急時避難準備区域の考え方に準じた扱いと
する。

問：包括請求とはどのようなものですか。

回答と解説：上記で説明した政府の平成24年7月20日に「避難指示区域の見直しに
伴う賠償基準の考え方」に基づいて、区域に応じて相当長い期間の賠償を包括的に
行う手続で、東京電力に対して直接行う手続です。これまでのように細切れではな

くまとまった賠償金の支払いがなされるので、原発事故被害者の生活の再建がしやすくなるというメリットがあります。

内容については、上記の政府の考え方のところで説明したものとほぼ同じです。

精神的損害については、帰還困難区域で5年分600万円を、居住制限区域で2年分240万円を、避難指示解除準備区域で1年分120万円が包括的に支払われます。

また、働けなくなったことによる損害については区域に拘わらず平成24年6月から平成26年2月までの21ヶ月分の賠償金が包括的に支払われます。

第三章 請求の方法（手続）

問：請求の方法は東電に書類を提出して支払いを待つということですか（請求の方法の説明）

回答：東電への請求以外にも和解仲介申立てや民事訴訟などの方法があります。

解説：以下の方法が考えられます。

東電に対する本人による直接請求

当初、膨大な請求書面が批判を受けていましたが、簡単ガイドが作成され、若干請求しやすくはなっています。もっとも、加害者が賠償額を定めるといふ特異なもので、基本的には賠償の最低基準である中間指針の枠を超えないものであり、賠償額が低額化する傾向があり、完全賠償の実現が期待できません。

東電に対する代理人による請求

と同様ですが、書類作成の手間が軽減されます。もっとも一定の弁護士費用を負担する必要があります。

原子力損害賠償紛争解決センターに対する和解仲介（ADR）申立て

詳細は後述のとおりです。

第三者委員による和解の仲介がなされることから、被害者側の主張を一定程度汲んでもらえる可能性があります。申立手続は簡単な書式が日弁連で用意されています。期日への出席もあり得ますが、センターが東京と郡山に限られてしまっている点は問題です。ただしこれら以外の市町村にも出張することがあり得ます。和解仲介案に対し不服であれば拒否することが可能です。東電も拒否することが理論上は可能ですが、基本的には東電が和解案を受け入れることが期待されています。なお弁護士に依頼する場合はと同様です。

集団請求

同じ環境にある被害者による集団請求が考えられます。同様の問題を抱えた人の請求書は同様の書き方で済むため、悩まず申し立てることが可能です。

訴訟

東電の賠償基準やADRの和解仲介案に不服がある場合に行うことになります。裁判所による判断であり、その結果は東電を拘束するという強い効力を持っています。もっとも、時間や費用がかかります。また、東海村の臨界事故の事例を見ると、あまり

よい はんだん げんじょう
良い判断はなされていないのが現状です。

もっとも、民法上、時効を中断することができるのとされており、消滅時効
かんする とくべつ ほうりつ せいてい ばあい しようめつじこう
に関する特別な法律が制定されない場合には、利用する価値があります。

そのた
その他

とひ げんしりよくそんがいばいしょうふんそうかいけつ
問：「原子力損害賠償紛争解決センター」ってどのようなものですか。

えいでいーあーる
「ADR」とは何のことですか。

かいとう どうでん べつ そんがいばいしょう かんする わかい ちゅうかい おこなうきかん
回答：東電とは別の、損害賠償に関する和解の仲介を行う機関です。

かいせつ げんしりよくそんがいばいしょうふんそうしんさかい わかい ちゅうかい じんそく おこなう へいせい 2 3 ねん 7 がつ
解説：原子力損害賠償紛争審査会による和解の仲介を迅速に行うべく、平成23年7月、

げんしりよくそんがいばいしょうふんそうかいけつ えいでいーあーる い が げんしりよくふんそうかいけつ
原子力損害賠償紛争解決センター（ADR、以下「原子力紛争解決センター」といいます。）

が設置されました。審査会の委員の数が10人以内のため、審査会に特別委員等を置く等の

そち こうじる というものです。審査会が行う和解の仲介の手続きは、事件ごとに1人又は2人

いじょう いいんまた とくべついいん じつし ふたりいじょう ちゅうかいいいん わかい ちゅうかい てつづき じつし
以上の委員又は特別委員によって実施し、2人以上の仲介委員が和解の仲介の手続を実施す

る場合には、当該和解の仲介の手続上の事項は、仲介委員の過半数で決することとなつて

います。

なお、「裁判所以外の紛争解決機関」のことを英語で「Alternative Dispute Resolution」

えいでいーあーる りやくし
といい、「ADR」と略しています。

げんぼつばいしょう はなし えいでいーあーる げんぼつえいでいーあーる い う ばあい せいふ せつち げんしりよく
原発賠償の話で「ADR」とか「原発ADR」と言う場合は、政府が設置した「原子力

ふんそうかいけつ わかいちゅうかいてつづき きして りかい ください
紛争解決センター」の和解仲介手続きことを指していると理解して下さい。

ふんそうかいけつ じむしょ しょざいち
紛争解決センター事務所の所在地など

だいいちとうきょうじむしょ
【第一東京事務所】

ゆうびんばんごう
〒 105-0003

とうきょうとみなとにしんばし だい8とうようかいじびる 9かい もうしたてしょ そうふ
東京都港区西新橋 1-5-13(第8東洋海事ビル9階) 申立書はこちらに送付

とうきょうじむしょ
【第二東京事務所】

ゆうびんばんごう とうきょうとみなとにしんばし シーオーアイしんばし 3かい
〒 105-0004 東京都港区新橋1-9-6(CO I 新橋ビル3階)

げんしりよくそんがいばいしょうふんそうかいけつ とうきょうじむしょ
原子力損害賠償紛争解決センター 東京事務所

ふくしまじむしょ
【福島事務所】

ゆうびんばんごう ふくしまけんこおりやましほうはちちよう ぐんちゅうひがしくちびる 2かい
〒 963-8811 福島県郡山市方八町1-2-10(郡中東口ビル2階)

げんしりよくそんがいばいしょうふんそうかいけつ ふくしまじむしょ
原子力損害賠償紛争解決センター 福島事務所

〔 眞北支所 〕

ゆうびんばんごう 960-8021 福島県福島市霞町1-52 (福島市市民会館503号室)

〔 会津支所 〕

ゆうびんばんごう 965-0001 福島県会津若松市一箕町松長1-17-62

〔 いわき支所 〕

ゆうびんばんごう 970-8026 福島県いわき市平字堂根町1-4 (いわき市文化センター第2会議室)

〔 相双支所 〕

ゆうびんばんごう 975-0031 福島県南相馬市原町区錦町1-30 (福島県南相馬合同庁舎403会議室)

お問い合わせ先

原子力損害賠償紛争解決センター

電話番号：0120-377-155 (平日10時から17時)

聴覚に障がいのある方その他、電話によるお問い合わせが困難な特段の事情がある方はEメールにて以下のアドレスまでお問い合わせくださいとHPで記載されています。

Eメール：chukai@mext.go.jp

問：「原子力損害賠償紛争解決センター」の申立てにあたって費用はかかりますか。

回答と解説：

申立て・和解の仲介に関する手数料は不要の扱いです。

ただし、紛争解決センターに提出するための書類の作成費用、郵送費用、期日出席のための交通費、弁護士等の専門家に依頼した場合の費用などは当事者各自の負担です。

問：原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介手続(原発ADR)の現状について教えてください。

回答と解説：

全国各地の弁護団の奮闘により、東電の基準以上の成果を上げた事例が次々と紹介されています。しかし原発事故の被害者があまりに多く申立件数が増大していること、東電の対応が不誠実で審理を不当に引き延ばすなどしてきたこと、和解仲介手続を担当する調査官に対する過重な負担などの要因により、解決まで当初3か月を自途とされていましたが、6か月もの期間がかかっている現実もあります(ただし現在は大幅改善されつつあ

ります。

もっとも、原子力損害賠償紛争解決センターは、東電が審理を不当に遅延させる態度をとったとき、平成23年10月1日を起算日として年5%の遅延損害金を付する方針や東電の回答が先行している事案について東電が認めている範囲内の損害主張は同額の和解提案を行う方針を採用するなどした他、調査官の増員を図るなどして審理期間の短縮に向けて努力しています。また事例が集積してきた点も審理の効率化にいい影響を与えると考えます。

以上により、今後も審理期間が短縮されていく傾向にあると考えます。

問： 避難が続いている以上、途中で請求してお金をもらってしまうと、示談になってそのあとは請求できなくなるのではないですか。

回答と解説：

期間、損害費目を区切り、これ以外に請求する可能性があることも明示し、合意書の追加請求不可の記載も内容に注意すれば、後に請求できなくなるという事態を避けることができます。

原子力損害賠償手続については、通常事件より弁護士費用が低額になる可能性が高いので、不安であれば弁護士への依頼をお勧めします。また、法テラスの利用により弁護士費用の立替払いを受けることもできます。

問： 双葉町の方は自治体が弁護団に賠償請求実務を委託してくれたと聞きましたが、他の地域の住民は同じようにできないのでしょうか。

回答： 双葉町と同様にはできません。ただし、現在福島県を含む各地に弁護団ができておりますので、こちらに委任することが可能です。また、福島県弁護士会の原子力発電所事故被害者救済支援センターを通じて弁護士の紹介を受けることも可能です。

解説： 双葉町については、双葉町の肝入りで双葉町弁護団が立ち上がりました。

しかし、厳密な組織ではなく各地の弁護団等の緩やかな連合体というのが実情であります。今後については双葉町弁護団において説明会兼個別相談会を開催し、原則として「原子力損害賠償紛争解決センター」の申立ての助力をするとともに、同申立てを双葉町弁護団所属の弁護士に依頼した場合の着手金2万円のうち1万円を双葉町が補助すると

いう制度です。

他の市町村においては双葉町と同じような制度は存在しませんが、現在福島県を含む各地に弁護士ができておりますので、こちらに委任することが可能です。また、福島県弁護士会の原子力発電所事故被害者救済支援センターを通じて弁護士の紹介を受けることも可能です。

問：弁護士に賠償の件を一任してしまうと面倒でなくなると思うのですが、弁護士に支払う費用はどのようなのですか。

回答と解説：

弁護士に支払う費用は原則として個々の弁護士によってまちまちです。

もっとも、被災者支援のため、福島県弁護士会の原子力発電所事故被害者救済支援センターを通じて個別に弁護士を依頼して東京電力への直接請求またはADR申立を行う場合に、震災特例法（後で述べます）の対象の方（特に震災時に福島県に住所のあった方は全員）は、資力要件を問わず、以下の費用を法テラスが立て替えてくれ、終了時までその立替費用の償還が猶予されています。

法テラスの立替制度を利用する場合、着手金36,750円、実費10,000円ですが、報酬は2.1%（消費税込）と通常事件より安くなっています（ただし一定の賠償額の増額などの弁護士の功績があれば4.2%まで増額となることもあります）。

また、多くの弁護士では、概ね、受任時に費用として10,000円、報酬として5.25%（ただし訴訟による解決の場合10.5%）とされているようで、こちらも通常事件よりも安くなっております。

なお、原子力損害賠償紛争解決センターの総括基準によれば、和解により支払を受けるとの3%を賠償の目安としておりますので、同センターの和解仲介手続（ADR）を利用した場合には、支払額の3%の弁護士費用が認められる可能性があります。

【被災者無料相談制度】

被災者の弁護士相談は無料（3回まで）になりました！

平成24年3月23日に、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（震災特例法）」が成立し、4月1日から施行されています。3年間だけの法律です。

いま ほゆう よきん がく ほうてらす りよう ひさいしゃ
今までは保有している預金の額によっては法テラスを利用することのできない被災者もい
ましたが、この法律により、平成23年3月13日時点で被災地に居住していた方であれば、
かりにしんさい かんけい なやみ べんごし たいするほうりつそうだん 3かい むりよう
仮に震災と関係のない悩みでも弁護士に対する法律相談が3回まで無料になりました。

とい けっきょく こんご
問：結局のところ、今後どうしたらいいでしょうか？

かいどう ひとり なやみこまないで しんらい ふくししえんしゃなど はなしあい せんもんてき ぶぶん
回答：一人で悩み込まないで、信頼できる福祉支援者等と話し合いながら、専門的な部分に
ついては、べんごし のアドバイスを受けながら進めていくことをおすすめします。

「しょうがいを持つ人、一人ひとりに対応してくれる相談員が欲しい」

「ひとり かけない かきこんで ひと ひつよう どう こえ こたえられる たいせい
一人で書けないので、書き込んでくれる人が必要」等の声にこたえられるような体制をどう
していくか、被災者支援に関わる関係団体、専門団体等がさらにきょうりょく こうちく
課題であるとげんじょうではいわざるを得ません。

だいよんしょうかくしゆ まどぐちじょうほう
第四章各種 窓口情報

ふくしまけんべんごしかい まどぐち
福島県弁護士会の窓口

ふくしまけんべんごしかい げんしりよくはつでんしよじ こひがいにしやきゅうさいしえん
福島県弁護士会 原子力発電所事故被害者救済支援センター

TEL 024-533-7770 (平日 10:00~15:00)

(つながりにくいこともあります、御了承ください。)

URL http://business3.plala.or.jp/fba/sinsai_soudan/pdf/kyusaisien.pdf

ふくしまけんべんごしかい げんしりよくはつでんしよじ こひがいにしやきゅうさいしえん せんたーほんぶ
福島県弁護士会原子力発電所事故被害者救済支援センター本部

うけつけじかん へいじつ 10じ 15じ
受付時間 (平日10時~15時)

せんようでんわ
専用電話 **024-533-7770**

そうだんきぼう うけつけご そうだんたんとうべんごし ごしやうかい
相談希望を受付後、相談担当弁護士をご紹介します。

ふくしまけんべんごしかい げんしりよくはつでんしよじ こひがいにしやきゅうさいしえん せんたー みなみそうましゅつちやうじよ
福島県弁護士会原子力発電所事故被害者救済支援センター南相馬出張所

しよざいち みなみそうまいちはらまちくはしもとまちさんちやうめ
所在地：南相馬市原町区橋本町三丁目34-9

みなみそうましゅつちやうじよ (そうだんほうほう)
南相馬出張所【相談方法】

むりようめんだんそうだん ややく ひつよう
無料面談相談 予約が必要です。

ややくうけつけでんわばんごう
予約受付電話番号：**024-533-7770**

げんしりよくはつでんしよじ こひがいにしやきゅうさいしえん せんたーじむきよく
(原子力発電所事故被害者救済支援センター事務局)

でんわそうだんまどぐち
電話相談窓口

ふくしまけんべんごしかい しんさい げんばつむりようでんわそうだん
福島県弁護士会 震災・原発無料電話相談

じつしび へいじつ 14じ 16じ
実施日 平日 14時~16時

でんわばんごう
電話番号

ふくしま
福島 024-534-1211

こおりやま
郡山 024-925-6511

いわき **0246-25-0455**

にちべんれん まどぐち
日弁連の窓口

べんごしかいあよびげんばつばいしやうとう かんするべんごだん そうだんまどぐち にちべんれん
弁護士会及び原発賠償等に関する弁護団の相談窓口(日弁連ホームページ)

<http://www.nichibenren.or.jp/activity/human/shinsai/consulting.html#madoguchi>

【後編 障がい者特有の話】

第一章 障がいのある人特有の問題

問：未成年の子どもの分の請求は親が出来ますか。

回答：出来ます。

解説：障がいの有無とは関係なく、未成年者の賠償請求手続は父母が行います。民法で父母が法定代理人とされています。

問：知的または精神に障がいのある成人の分の請求を親や事業所が出来ますか。

回答：親や事業所の支援員は手続きを「手伝う」ことは出来ますが、本人になり代わって請求して賠償金を受け取ることはできません。

解説：未成年の場合は親が法定代理人ですが、子どもが成人(20歳)に達したときから法定代理権は消滅し、本人が請求し、賠償金を受領することになります。

しかし、最重度、重度の知的障がい者・精神障がい者などの場合、難しい損害賠償の内容を理解することはなかなか困難です。

そこで次のことが考えられます。

【成年後見制度の利用】

今回の賠償の問題に限らず、親も年をとっていく以上、本人の財産管理や生活について成年後見人(保佐人含む)をつけて権利を擁護する方法が考えられます。

成年後見人は本人の賠償請求権を代理しますので成年後見制度を利用すれば東電の賠償請求の手続きも成年後見人の仕事になります。

とはいえ、成年後見制度は東電の問題だけのために使うことはできない原則として一生の問題になります。本人より早く高齢化する親が成年後見人になることは望ましいことではなく、弁護士等の専門家になるべきですが、本人の収入・資産から後見人報酬を支払う原則になっている点など(地域により報酬助成制度がありますが不十分)利用の前に検討すべき点も多く、地元の弁護士会の高齢者・障がい者権利擁護センター等に相談されることをお勧めします。

【親や支援者の手続きの説明の補助、代筆】

本人の利益と意思に合致していることが大前提ですが、噛み砕いた説明を受けても損害賠償について理解が難しい方、文字を書くことが困難な方などの場合、ご本人の了解を

え たうえ かぞく じぎょうしょ しえんいんなど だいひつ じじつじょう やむをえないばあい
得た上で家族や事業所の支援員等が代筆することも事実上はやむを得ない場合があると
おもわれます。

かぞく しえんいん だいひつしゃなど ふじゅうぶん りかい ほんにん けんり そこなう せんもんか
家族・支援員・代筆者等が不十分な理解で本人の権利を損なうことのないように専門家
等に十分相談しながら手続を進める慎重さが求められます。

とい しゅうろうけいぞくエーがた じぎょうしょ こようけいやく むすびらくしてきしえん うけながらはたらけりし
問：就労継続A型（事業所と雇用契約を結び福祉的支援を受けながら働く形式）で
はたらいて こうじょう はんとしかんへいさ きゅうりょう ばいしやう
働いていましたが工場が半年間閉鎖されて給料をもらえませんでした。賠償
してもらえますか。

かいどう ばいしやう うけられます
回答：賠償を受けられます。

かいせつ しょうがいしゃそうごうしえんほう しゅうろうけいぞくエーがたじぎょうしょ ふくしこうじょう はたらく
解説：障害者総合支援法でいう就労継続A型事業所（かつての「福祉工場」など）で働く
ひと じぎょうしょ ろうどうけいやく ていけつ ろうどうほうじょう ろうどうしゃ ちんぎん うけて
人は事業所と労働契約を締結して労働法上の労働者として賃金を受けています。そのた
め、一般の労働者と同じく、原発事故に起因して休業や失業した場合、その減収分は
ばいしやう たいしやう
賠償の対象となります。

とい しゅうろうけいぞくビーがた さぎょうじょ じぎょうしょ ちいばい こようけいやく むすびらく ちしきおよびのりよく
問：就労継続B型（作業所）（事業所との間で雇用契約を結ばずに知識及び能力の
こうじょう ひつよう くんれん おこなうけいしき こうちん ばいしやう
向上のために必要な訓練などを行う形式）での工賃（給料にあたるもの）は賠償
たいしやう
の対象ですか。

かいどう たいしやう かんがえます
回答：対象となると考えます。

かいせつ ふくしてきしゅうろう よばれる きょうどうさぎょうじょ しゅうろうしえん しょうがいしゃそうごう
解説：いわゆる「福祉的就労」と呼ばれる共同作業所・就労支援センターなど障害者総合
しえんほう しゅうろうけいぞくビーがた ちいせいかつしえんじぎょう ちいきかつどうしえん など い かべんぎじょう
支援法での就労継続B型や地域生活支援事業での地域活動支援センター等（以下便宜上
「福祉作業所」といいます）で軽作業を行うなど「はたらく」ことで得られる「工賃」は、
げんこうほうたいけい ろうどうしゃ える ちんぎん おなじあつかい いえません
現行法体系のなかで、「労働者の得る賃金」と同じ扱いとは言えません。

たとえば げんぱつじ こ えいきやう こうちん しばらく
例えば、原発事故の影響で工賃の支払いがなくなったからと言って、ハローワークで
しつぎやうほけん たいしやう
失業保険の対象とはなっていません。

しかしながら、あくまで、そんがいばいしやう かがいきぎやう こうい ひがいしゃ
損害賠償においては、加害企業の行為により被害者である
りようしゃ こうちん うしなわれた そんしつ ほか そんがいばいしやう たいしやう
利用者の工賃が失われたことは損失に他ならず、損害賠償の対象になるはずです。

問：福祉作業所の工賃について、事業所がまとめて請求して利用者に分配することはできますか。

回答：利用者の同意（原則として書面が必要でしょう）がある場合に可能と
思われます。

解説：これを一般の法律上の労働者の場合の対比で考えてみます

原則的には次の考えとなります。

原発事故により就労不能となり、各労働者が得るはずだった賃金の損失を東電に損害賠償することは、各労働者の持つ権利ですので、雇用主が労働者の了解を得ずにその賃金減少分を東電に請求することはできません。

しかし、労働者側が雇用主からの不当な圧力などなく真意に基づき了解をして東電に対する職員への賃金分も併せて請求する権限を雇用主に委託して、雇用主が東電から受領した分を職員に賃金相当分として配分することも例外的には有り得ないことではありません。

福祉作業所の工賃についても、各利用者が個別に請求することが困難なことから、利用者から委任を受けて事業所がまとめてその分も東電に請求することは、賃金の場合以上に有り得るやり方かもしれません。

ただし、そのようなやり方を行うならば、そのことを十分に利用者とそのご家族に文書や説明会等で説明して了解を得て、あくまで利用者の利益と意向に基づくやり方で行うことが必要です。東電側にもその趣旨を正しく文書で伝えておく必要があります。

また、福祉の分野でも利用者の権利を損なう不祥事、障がい者に対する経済的な搾取等の事件は少なくありませんので、その実施が第三者からも公正とみられるように弁護士等の助言も受けながら透明性をもって進めることが望ましいと思われます。

問：避難に伴い介護や支援の時間が増加しました。その損害は誰かに請求できますか。

回答：東電に請求可能です。ただし、前編第二章で解説したように審査会の指針では、そのような特別の事情を特に立証できた場合に限り加算が可能であるとされています。紛争解決センターにおける実際の和解案でも避難に伴う慰謝料の増額が認められた事例が出てきています。また、避難生活が原因で支払わなければならない介護費用の実費も損害として別途請求可能です。これらの加算が認められ

るためには、障がい者ならではの生活上の不利益・苦難の実情を書面で説明することなどが必要となります。

そのための書面の具体的な書き方の説明書モデルを後記の第三章に用意しましたので是非、参考にしてください。

解説：避難所、仮設住宅、借り上げ住宅等、生活環境が激変し、従来暮らしていた居宅等で築いてきた生活スタイルが破壊されました。

例えば、視覚障がいの方は長年通り馴れることで一人で白杖で歩けるルートだったけれどそれもままならなくなり、ガイドヘルパーなくしては外出もできなくなり、にげんらしい生活ができなくなり、介護の費用もかさみ、周囲に知り合いも少なく、家の中で塞ぎこむことも多くなって毎日が苦痛である。

そんな状態の方は多くいらっしゃると思います。

それらの介護費用の増加、避難生活に起因して新たな社会的な障壁と闘うことをよぎなくされる苦痛は障がいのある人ならではの損害です。

それらの個人ごとに直面した被害の事情を説明して、被った個別の事情に見合った損害賠償を受ける権利があります。

審査会のいう「特別な事情を立証した場合に限り賠償の加算が認められる」という説明に当てはまる事項です。

紛争解決センターが、和解案作成の基準としている「統括基準」では、身体または精神の障がいがあること、要介護状態にあること、それらの者の介護を日常的に行ったことにより、通常の避難者よりも精神的苦痛が大きい場合は、避難に伴う慰謝料を増額することができるとされています。

実際の事案でも、紛争解決センターは、身体に障がいがある方に対して、中間指針の目安額（月額10万円、避難所で生活していた期間は月額12万円）から2割増額した額を賠償額として和解案を提示したものがあります。

また、避難所で、一日10数回も介護の必要な実母のトイレの付き添いのために屋外トイレにその都度1時間程度待たされ続けた方に対し、慰謝料を月16万円に増額した和解案も提示されています。

このような慰謝料の増額とは別に、避難に伴って実際の介護費用が増えざるを得なかった場合は、上に挙げた精神的苦痛を原因とする慰謝料とは別に、その実費増加分を請求できます。

とはいえ、東電も紛争解決センターも、賠償問題を早く解決したいことから、画一的な基準で処理をして、障がいに伴う様々な困難、苦痛を無視して、賠償請求を是指針の基準内に収めようとするのが危惧されます。

したがって、そのような画一的な基準で収められないようにするために、障がい者本人またはその家族が、自分たちが特別な事情があるということを、加害企業である東電や紛争解決センターに納得させなければいけません。しかし、障がい者個人が、これらの事情を説明したり文書を作ったりするのはなかなか大変です。

そこで、周囲の支援員なども賠償問題に理解を深めて頂き、共に悩みながら助言、協力しあって賠償問題に取り組むことが必要とされます。

弁護士会もできる限りの努力は致しますが、全ての被害にあった障がいのある方へのマンツーマン対応までの体制は難しいのが現状とされますので、福祉の分野の支援員・相談員・社会福祉士等の福祉専門職など各位が互いの専門性の長所を活かしながら協力して進めていくことが今後さらに必要と思えます。

問： 介護の必要時間の増加を行政に請求することはできますか。

回答： できると考えます。

解説：介護の増加という問題で、原発から約50キロ地点付近の田村市に居住する40代の脳性まひの女性が避難に伴う障害者総合支援法の介護支給量の増量申請が市から却下されたため、県に審査請求（不服申し立て）を申立て、2011年12月27日に福島県は「市の調査が不十分」として却下処分を取り消したという事件があります。田村市は県の取消し裁決を受け入れ、女性の増量申請を認めて支給を行っているとのこと。

このように障がいのある人は、障害者総合支援法等の公的な支援制度に基づき行政に対して原発事故を含む災害に起因する必要な介護・支援を求める公的な権利があります。他方、東電の原発事故に起因している介護費用の増加を直接東電に対して賠償請求することも認められるべきです。公的な負担を増加した部分を行政が東電に賠償請求することも可能と考えられます。

ただし、障がい者が同じ期間の同じ介護費用を東電と行政に二重請求はできないとおもわれます。

問：自閉症の20歳の息子がいて、避難所での共同生活ができないため、自家用車
の中で家族みんなが震災後2週間過ごしました。そのような家族の精神的な苦痛
は賠償してもらえますか。

回答：個別的な精神的損害として家族も本人も賠償請求できると考えるべきです。

解説：このような事態は大きく報道されましたし、福祉関係者からも沢山あった事態であ
ると聞いています。

生活環境の変化が苦手な発達障がい者にとって原発事故による生活の激変は
耐え難い精神的苦難であり、そのために家族も一緒に狭い空間での非人間的な生活を
強いられた以上、ご家族の精神的な損害にも当たりますので、それらは、審査会の示して
いる「目安」を超えて適切に評価されて賠償されるべきです。先に示した統括基準でも、
避難生活への適応が困難な客観的事実と認められる事実があり、通常の避難者と比べて
その精神的苦痛が大きいと認定されている場合に慰謝料の増額をすることができるとさ
れています。

問：精神障がいの家族が避難生活の影響で生活環境が変わって不安になったよう
で突然泣き出したり、暴れたり、症状が悪くなりました。本人と家族に対する
賠償はされますか。

回答：されるべきです。

解説：そのために必要になった診療代、薬代等の実費はもちろん、本人の障がいの悪化、
心身症状の悪化という大きな苦痛であり、原発事故による個別的な損害ですので、
症状や障がいの悪化に伴いご家族による世話、支援などの労務提供や精神的負担が
増えたことの個別事情を合理的に説明できれば、それらは、審査会の示す「目安」を超えて、
適切な金額が本人及び家族に賠償されるべきです。

問：着の身着のままで避難してきたので、補聴器、車いすなどの補装具を家に忘れて
きてしまいました。避難先で新たに購入したのですが、この費用は賠償されます
か。

回答：賠償の対象となります。

解説：生活費の増加分については、慰謝料とは別に算定して賠償額に加算するのが紛争解決

センターの方針となっています。原発事故では、多くの人たちが急な避難を迫られ、補聴器などの補装具も持って行くことができなかった例が多いと聞いています。

しかも、このような補装具はすぐに再購入しないと生活に重大な支障を来しかねません。そのため、新たに補聴器を購入することは必要不可欠な行為であり、賠償の対象となります。問いに挙げた補装具の他にも、視覚障がいの方が読み上げソフト等をインストールしていたパソコンなども新たに購入した場合は賠償の対象になると考えられます。

問：帰還困難区域に障がいをもつ家族と一緒に住んでいるのですが、避難先に家を購入してそこで生活することにしました。購入した家の浴室をバリアフリー仕様に改造する等のリフォームを考えています。このリフォーム費用は賠償の対象となりますか。

回答：必要かつ適切なものであれば、賠償の対象とされるべきです。

解説：今回の事故で、元の場所に帰るのではなく、新たな場所で生活を始めようとする方も多くいると思います。

原発事故によりやむなく住む場所を変えることになっても、バリアフリーな暮らしは維持されるべきです。そうでなければ、「可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない」(障害者基本法3条2号)とする法の基本理念に反します。

したがって、問いのような場合であっても、適切なリフォーム費用であれば、東電に対する賠償対象とすべきと考えています。

問：日本弁護士連合会は、障がいのある人の特有の問題を賠償に反映させることについて、どのような考えで臨んでいますか。

回答：平成24年4月3日に会長声明を出し、政府と東電に対し、原発事故で被害を受けた障がい者に対して特別な配慮をするように求めています。

解説：今まで述べてきたとおり、障がいのある人にとっては、東電の請求書や、国の中間指針などの画一的な基準には収まりきらない、特別な事情が数多く存在します。日弁連としても、JDFとの協力のもと、障がい者の被害実態の把握に努めてきましたが、障がいのない者に比べて格段に損害の程度が大きく、複雑であるケースが多く見受けられました。しかしながら、原発事故の被害が地域的にも広範であり、被害者があ

まりにも多数であったため、障がいのない人の典型的な賠償問題が先に取り上げられてしまい、障がいのある人の被害実態については今まで十分な検証、配慮が行われてきませんでした。

そこで、日弁連は、中間指針で触れられていない事柄についても、個別の事情があれば、原発事故による損害であるということを前提に、政府に対してはJDFを初めとする関連団体の協力を得たうえで、障がい者等の被害実態を早急に把握し、必要な施策を講じることを求め、東電に対しては、深刻な被害実態があることを重大な問題として受け止め、とりわけ自ら声を上げにくい障がい者が訴える被害に関し、画一的な基準にとられずに柔軟に対応し、速やかに適切な賠償を行うことを求める会長声明を出しました。

問：東電の賠償の書式に点訳版はありますか。

回答：問合せたところ、点訳版の用意はないという回答でしたので、日弁連は用意するように強く求めています。

解説：点訳を情報取得の方法とする視覚障がい者にとって、「墨字」の書面を配布しただけでは、賠償に関する説明が東電からなされないことを意味します。

平成23年8月5日に施行された改正障害者基本法第3条第3号は「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と規定しています。

この法律を守るべき義務・責務のある機関は原則として国と地方公共団体ですが、第4条は第1項で「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」としており、民間会社であっても、障害を理由とした権利の侵害は禁じられており、同条第2項では、障がい者に対する社会的障壁の除去について合理的な配慮をするべきことが規定されています。

今回の東電の市民に対する責任の重大性と改正障害者基本法の趣旨に鑑みると、視覚障がい者に対する賠償の説明文書に点訳版を全く用意しない東電の対応は問題があると言わざるを得ません。

日本弁護士連合会も、東電に対し、損害賠償請求書に、ルビ版、点字点訳、音声反訳、電子データなど、障がいを有する人が読むことのできる請求書を用意することや、損害

賠償手続きにおいて、電子データなどによる説明書の交付、手話通訳などの訪問支援や窓口対応など、障がい特性に応じた情報伝達方法による情報提供を求める旨の2012年3月14日付け要望書を提出しています。

問：紛争解決センターの書面は点訳版がありますか。手話通訳は配置されていますか。

回答：問合せたところ、「点訳版の用意はない」「手話通訳者も配置されていない」との回答でしたので、日弁連はそれらを用意することを強く求めています。

解説：この点も上記の解説に挙げた改正障害者基本法の趣旨があてはまります。さらに、改正障害者基本法は、国及び地方公共団体に対し、障がい者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障がい者に対して情報を提供する施設の整備、障がい者の意思疎通を仲介する者の派遣が図られるような必要な施策を講ずることを責務として課しています(22条1項)。紛争解決センターは公的機関なので、この責務を果たすことも遵守しなければなりません。

日弁連も、東電に対する要望と同様に、国や紛争解決センターに対しても、損害賠償手続きにおいて、電子データなどによるパンフレットや説明書の交付、手話通訳などの訪問支援や窓口対応など、障がい特性に応じた情報伝達方法による情報提供を求める旨の2012年3月14日付け要望書を提出しています。

問：紛争解決センターで、精神や身体の障がいを理由に慰謝料が増額された事例があれば教えてください。

回答：前に述べた事例の他にも、解説で述べるとおり、増額された事例があります。

解説：父親(避難所で倒れた母と要介護の娘を介護)と要介護の娘とが申し立てた事案で、父親について月額約8万5千円、娘について月額約5万2千円の増額を認めた事例、両足の障がいその他の事情をもとに月額約5万円の増額を認めた事例、障がいのため日常生活に様々な制限があるため、他の避難者に比べて避難生活への適応が著しく困難であるなどの事情をもとに、実質的に月額15万円の増額を認めた事例、視覚障がい者及びその介護者が申し立てた事案で、視覚障がい者について、当初2か月は12万円、その後5か月は10万円、その後8か月は6万円を、介護者について、当初2か月は12万円その後13か月は10万円をそれぞれ認めた事例などがあります。

以上のように障がいを持った方については慰謝料の増額が認められやすい傾向にありますし、また、既に東京電力への直接請求が済んでいても増加分のみの申し立てをすることが可能ですので、紛争解決センターへの和解仲介申立を試みることを検討されると良いです。

第二章 障がい者の慰謝料増額の目安

【障がい者のための原発事故に対する慰謝料増額の目安】

第1 はじめに

- 1 東京電力福島原発事故から2年以上が経過していますが、東京電力の賠償手続きの進展は緩慢です。
- 2 被害者のなかでも障がい者は、一般の損害に加え、様々な必要な支援が奪われるなど「障がい」を有するがゆえに二重の被害に遭遇しており、十分な賠償が保障されるべきです。
- 3 私たちは2012年1月から、日本障害フォーラム(JDF)と協同して、福島県内各地において「障がい者のためのわかりやすい東電賠償学習会」を企画、開催していますが、参加された障がい者・支援者の皆様からは「いったいどのくらい請求すればよいのか目安を教えてください!」という声が強く寄せられています。
- 4 そのため、障がい者特有の精神的苦痛に対する慰謝料の増額請求について、具体例を分析し、障がいのある被害者が賠償請求を行う際の賠償金額算定の目安として本試案を提案するものです。
- 5 ここで示す考え方は、一般の慰謝料基準を前提とした、増額事由についての目安です。被害者が等しく受けるべき慰謝料については、弁護士・各弁護団によっても考え方が違いますので、弁護士、各弁護団に相談されることをおすすめします。
- 6 本試案では、幅のある金額を示していますが、これはあくまでも目安であり、それぞれの個別事情により変化するものですから、この額の範囲内で請求しなければならぬというわけではありません。ひとつの参考としてご活用ください。
- 7 ADR(原子力損害賠償紛争解決センターでの和解)や裁判所で、本試案の目安額が認められることを保証するものではありませんのでご留意ください。

第2 障がいゆえに発生する慰謝料増額の基本的考え方

1 事故直後の精神的苦痛

(1) 生命の危険に遭遇した場合

下記の被害があった場合、その被害ごとに50万～100万円の増額

(例)

- ・人工呼吸等、生命に直結するような機器の使用を要する障がい者で停電等により機器（呼吸器・酸素濃縮器等）が作動しないまま放置された
- ・人工透析患者で透析ができなかった
- ・食事等の介助が必要なのに、介助者が避難してしまい、丸一日以上、水分補給や食事ができなかった。
- ・寝返り、体位交換ができず、褥瘡が生じるおそれがあった。

(解説)

原発事故により、医療的ケアが欠如した、満足な介助が受けられない、機器が作動しない等の事情で、生命の危険にさらされるような場面に遭遇した障がい者の方がいます。このような「死の恐怖」は筆舌に尽くしがたいものであったことは十分に理解できるところであり、大幅な慰謝料の増額が認められるべきです。

なお、この精神的苦痛については月額での考え方ではなく、その被害が生じた毎に加算して増額されるべきです。

(2) 避難できなかった場合、避難に時間や労力がかかった場合

下記の被害があった場合 月額20万～50万円の増額

(例)

- ・停電で部屋の内部から外部に危険を知らせるバドランプが点灯しなかったため、聴覚障がい者が何日も家に取り残され、また何の情報も得られなかった等適切に避難できなかった。
- ・寝たきり状態でベッドから降りられず、避難できなかった。
- ・発達障がいの子どものため、避難所生活のストレスに適応できないと考え、避難できず自宅に残った。子どもが被曝してしまった。
- ・慣れない生活を恐れ避難できず、買い置きのお金を節約して食べざるを得なかった。

- ・配給についても防災無線がきこえず、取りに行くことができなかった。
- ・集団での避難ができず、避難が遅れてしまった。

(解説)

原発事故により避難しなかった、できなかった者についても、それぞれが、多種多様な精神的苦痛を被ったものと思われます。視覚障がい、聴覚障がいを有する者は、本件原発事故直後の情報を充分に得ることができず、中には原発事故が起こった事すらわからないままに一定期間外出してしまったりする等適切に避難ができなかった方がいます。また、今回の事故では、避難所や親族の居宅を頼り、まさに着の身着のままの避難行動が行われましたが、移動に支障のある障がい者は、その緊急的な移動自体が苦痛で、他の者よりも移動に時間が遅れるため、逃げ遅れることの恐怖感にも苛まれることになりました。このような事情がある方の恐怖も著しいものだったと思われるため、慰謝料を相当程度増額すべきものと考えられます。なお、避難できなかった場合や避難に時間や労力がかかった場合のうち、生命の危険に遭遇したような場合には、第2・1「(1)生命の危険に遭遇した場合」に該当するものとして増額請求すべきこととなります。

2 避難所での精神的苦痛

(避難先でのバリアフリー欠如等により、安定した暮らしや平穏が壊された場合)

下記の被害があった場合 月額20万～50万円の増額

(例)

- ・カテール使用のため避難所のトイレでは排尿できなかった
- ・床に寝ることができなかった
- ・バリアフリー使用でないため入浴できなかった
- ・避難所での理解が得られず、結局自動車の中で生活した
- ・避難所の環境に慣れず、泣き出したり、暴れ出したりするなど、興奮症状が出てしまう場合
- ・聴覚障がいのため、避難所内の物資配給等の放送が聞こえなかった
- ・車に乗れないため、避難所近くの店にも行けない

- ・慣れない土地のため、移動に苦労する
- ・狭い避難所なので、白杖が寝ていた他の避難者の頭に当たってしまい、トラブルになった。
- ・落ち着かないため、避難所の外をうろろしていると、何度も警察の職務質問に引っかかった。

(解説)

避難所での生活は、いままでの生活に根本的な変更をもたらすものであり、安定した環境が必要な障がい者にとっては、食事、移動、就寝、排泄、意思伝達など生活の根本に支障が生じた方や、ストレスにより、情緒が不安定になってしまった方が大勢いました。そのような支障が生じた場合の精神的・肉体的な苦痛は甚大なものであったと考えられますから、相当程度の増額がなされるべきです。なお、生命の危険がなお継続するような方については、第2・1(1)と同様の慰謝料増額が認められるべきです。

3 仮設住宅、借上げアパート等の生活における精神的苦痛

(1) 生活に重大な支障が生じている場合

下記の被害があった場合 月額20～50万円の増額

(例)

- ・仮設住宅等のバリアフリー化がなされていないため、基本的な生活に苦労する場合
- ・福祉サービス、医療サービスを受けることができない
- ・意思伝達手段が限られ、自治体等からの支援情報等が届かない、取得できない
- ・状態が悪化したため、福祉サービスを受ける必要が増えたが、福祉サービス費の自己負担額の増加を懸念して、ヘルパーを頼めない

(解説)

避難直後の混乱及び避難所での生活が、障がい者を有する人にとって、通常の避難者と比較し、より重い精神的苦痛を伴うことは既に述べました。しかしながら、避難所での生活を終え、仮設住宅、借上げ住宅、親族の自宅等に移動して暮らしをひとまず安定させることができても、なお、障がいを

ゆうするひと にとっては暮らしにくい生活が続くことは変わりなく、それゆえ、
 いっていでいど いしやりようぞうがく みとめられて
 一定程度の慰謝料増額が認められてしかるべきです。

(2) 上記(1)ほどではないが暮らしにくさがある場合
 下記の被害があった場合 月額10万～20万円の増額

(例)

・以前は自宅のまわりをガイドヘルパーと散歩していたが、外に出ることができなくなった。
 ・脳性まひがあり、避難生活で一か月以上歩くことができなかった。
 ・通所施設の職員が足りなくなり毎日通えない。
 ・役所の窓口が混雑しており、支援者も交通手段もなく、行きたくてもいけない。

(解説)

障がい者にとっては、見慣れぬ土地であり、慣れることに時間がかかりま
 す。このような精神的苦痛は慰謝料の増額事由となるべきであり、上記避難所
 の目安に準じて、暮らしにくさがある場合一定程度の慰謝料増額が認められる
 べきです。

第3 健康状態の悪化、障がいの進行による慰謝料

1 不可逆的な障がいの進行が起こった場合

末尾の表による

(例)

・筋ジストロフィーによる体幹機能障がいを負う者が、バリアフリーでない
 避難生活により、適度な運動ができないために症状が進行してしまった
 場合

(解説)

原発事故と因果関係のある事情により障がいが進行し、その進行が
 不可逆的なものであれば、後遺障がいが発生したものと考えるべきです。そこ
 で、交通事故における後遺障がい慰謝料の算出方法を参考にしながら原発に
 よる被害の実情に合わせた損害額を提案し、避難生活に伴う慰謝料とは別個

いしやりょう ぞうがく せいきゅう かんが
の慰謝料として増額を請求すべきと考えます。

2 健康状態が悪化した場合

かき ひがい ばあい げつがく 10まんえん 50まんえん ぞうがく
下記の被害があった場合 月額10万円～50万円の増額

れい
(例)

せいしんしょう もの ほんけんげんばつじこ すとれす じしょうこうい
・精神障がいのある者が、本件原発事故によるストレスによって自傷行為を
し、本人が負傷した場合
ひなんじょせいかつ せいかつふかっぱつびょう はっしょう えいでいーえる にいじょうせいかつどうさ ていが
・避難所生活において生活不活発病を発症し、ADL(日常生活動作)低下
が認められる場合

かいせつ
(解説)

いちじてき けんこうじょうたい あっか ばあい どうよう べっこ いしやりょう てきせい
一時的に健康状態が悪化したような場合、同様に、別個の慰謝料として適正
な賠償が認められるべき考えられます。

第4 生活設計が破壊されてしまったことの慰謝料

しょうらいてき いしやりょう そうとうていど ぞうがく せいきゅう かんが
将来的な慰謝料に相当程度の増額を請求することが考えられます。

れい
(例)

きん しょう じ かぞく いえ しょう
・筋ジストロフィーの障がい児がいる家族で、家をバリアフリー仕様
し、その地域で家族みなで楽しく暮らそうというつもりでいたところ、本件
げんばつじこ けいかく すべてむ かえして ばあい
原発事故でその計画が全て無に帰ってしまった場合

かいせつ
(解説)

げんばつじこ ちいき ぐらしやこみゆにてい うしなつて
原発事故により、その地域での暮らしやコミュニティ、「ふるさと」を失って
しまう人、地域も残念ながら存在します。特に、障がい福祉の資源
(グループホーム・通所施設・介護事業所他)は壊滅的な被害を受けました。
それらの資源の多くは障がい当事者や家族や支援団体の長年の運動により形成
されてきました。

げんばつじゅうへんちいき ふくししえん にないて じゃくねんろうどうしゃ りゅうしゅつ
ところが原発周辺地域では福祉支援の担い手である若年労働者が流出す
るなど、福祉支援体制や資源の復旧の目途は立たない現実があります。

また、家の構造自体を本人の暮らしが可能なように特別なバリアフリー
構造にしている、本人の通所可能な作業所の近くに引っ越す、など障がい児者
のいる家庭の多くはその本人を中心として生活設計を組み立てています。

したがって、仮説住宅から出て元の地域に戻ったとしても、本人や家族は仕事を
かえて当該地域資源自体の再興から取り組む必要があるなど、本人と家族全体
の将来設計が根本的に破壊されてしまった方が少なくありません。

これらは将来的な慰謝料の算定においても、特に障がいに基づく特別な
損害として、相当程度の増額が認められるべきです。

第5 障がい者に付き添う者の慰謝料

本人に準じた慰謝料の増額を請求することが考えられます。

(例)

・発達障がいの子どもと一緒に避難したが、子どもの情緒が不安定になっ
たため、夜も眠れずに見守った。
・自閉症などを発症し、他者への気遣いから、避難所での共同生活を遠慮し
たり、不可能となった場合（避難所の生活ができず、車の中で過ごした）

(解説)

原発事故で特別な精神的苦痛を負ったのは障がい者本人だけでなく、障が
い者本人の家族など、付き添っていた者にとっても同様です。したがって、障
がいの家族など、本人に付き添って同じような耐えがたい境遇を共にした
場合、その付添人自身も、障がい者本人と同じくらいの精神的苦痛を受けたと
して、本人に準じた慰謝料の増額を請求すべきです。

(別表) 原発事故に起因して障がい進行した場合の賠償基準

単位 円

1級	3700万	8級	1100万
2級	3250万	9級	900万
3級	2650万	10級	700万
4級	2150万	11級	515万
5級	1800万	12級	360万
6級	1550万	13級	230万
7級	1300万	14級	145万

この表は財団法人日弁連交通事故センター(23訂版)後遺障がいの慰謝料基準を参考に、当該基準の約2割増を本件原発事故に基づく障がい進行の慰謝料として提案するものです。

この表にある「 級」というのは、自動車損害賠償保険法施行令別表に定められた障がいの等級です。交通事故の後遺障がい等級に用いられる等級であり、労災事故の場合の後遺障がい等級も同様です。

算出方法

労災認定医などにより事故前と事故後の障がいの状態を上記等級の程度を判断してもらい、事故後と事故後の等級の差額を算出します。

例えば、事故前に11級程度の障がいを持っていた者が事故により9級になった場合、 $900万 - 515万 = 385万円$ が慰謝料の目安となるといふ具合です。

【チェックリスト表】^{ひょう}

		ばいしょうのたいしょう 賠償の対象	ばいしょうがく 賠償金額 (万円)	まかん 期間	ごうけい 合計 (万円)
	事故直後 (避難できな かった人は その後へ)	せいめい しんたい 生命・身体への重大な危険 (障がいによるもの、以下同じ)	50 ~ 100		
		じょうき いがい ひなん こうい 上記以外の避難行為の際の重大な困 難	20 ~ 50		
	ひなんじょ など 避難所等	せいかつ じゅうだい ししょう 生活に重大な支障 (食事、就寝、排泄、その他生活環境 等)	20 ~ 50	×	ヶ月
		せいかつ にししょう (じょうき いがいのししょう、いかあな 生活に支障(上記以外の支障、以下同	10 ~ 20	×	ヶ月
	かせつ じゅうたくなど 仮設住宅等	せいかつ じゅうだい ししょう 生活に重大な支障	20 ~ 50	×	ヶ月
		せいかつ ししょう 生活に支障	10 ~ 20	×	ヶ月
	ひなん 避難できなかつ た人	せいめい しんたい 生命・身体への重大な危険	50 ~ 100	×	ヶ月
		せいかつ じゅうだい ししょう 生活に重大な支障	20 ~ 50	×	ヶ月
		せいかつ ししょう 生活に支障	10 ~ 20	×	ヶ月
	けんこうじょうたい あつ 健康状態の悪 化 しょうがい 障がいの進行	しょうがい しんこう 障がいの進行	べっしさんしょう 別紙参照		
		けんこうじょうたい あつが じょうき いがい 健康状態の悪化(上記以外)	10 ~ 50	×	ヶ月
	その他				
	かぞくとう 家族等 (本人に準じる)	せいかつ じゅうだい ししょう 生活に重大な支障	20 ~ 50	×	ヶ月
		せいかつ ししょう 生活に支障	10 ~ 20	×	ヶ月
□					

第三章 障がいに伴う特別な事情説明書モデル

【障がいに伴う特別な事情に関する説明書モデル】

第一章でご説明した、障がいに伴う特別な困難による損害について、支援者の方と協力して、詳しく文書で説明することができると、加害者に賠償を認めさせやすくなります。

賠償を東電に直接請求する場合、ADR手続で請求する場合、裁判で請求する場合、いずれの場合でも証拠などとしてご活用下さい。

そのための文のイメージが湧くように、事情説明書のモデルを制作しましたので、ご自身の文書を考える場合の参考にしてください。

(一人暮らし例)と(三人家族例)の2例を参考に制作しました。

一人暮らし版が54頁～60頁、三人家族版が61頁～66頁にあります。

「障がいに伴う特別な損害に関する説明書」モデル（一人暮らし例）

東日本大震災での東京電力原発事故に起因する被災を巡り、東京電力に損害賠償を請求するにあたり、私の障がいに伴う特別な損害（精神的損害・必要となった費用他）に関して事情を御説明致します。

一 請求者の基礎情報

1 年齢

生年月日 年 月 日生まれで、2011年3月11日時点で 歳、
現在 歳です。

2 居住地

2011年3月11日時点で私は福島県 市 町のアパートで一人暮らしをしていました。

ここは福島第一原発から約35キロメートルにあり、いわゆる政府の定めた避難区域外でした。

その後、避難のために転々として、現在実際の居所は ですが住民票は異動しておりません。

そもそも、原発事故という大惨事が発生しているながら、「区域」の外だ、内だという線引きがあること自体全く理解できません。

家の近所の工場が大爆発を起こして大事故を起こした場合、あとから政府が決めた地区の人だけの避難が正当と認定され、区域外の者の避難は勝手にやったことだから賠償できないとか賠償額を低くするとか、そんなばかげたことがあっていいのでしょうか。

3 障がいの内容

私の【障がい等級】は身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳1種1級です。すなわち、最重度です。

【障がい名】は「脳性まひによる四肢機能障がい」です。

いえ なか そと くるま せいかつ
家の中でも外でも車いすの生活をしています。

たいかんきのうしょうがい たいかん きのうしょうがい ざい ぶのう
【**体幹機能障がい**】体幹の機能障がいがあり、座位が不能です。

そのため くるま きょうりょく じしん たいかん くる じょうたい
そのため車いすに強力なバンドで自身の体幹を括りつけている状態です。
てあし ぶじゆう
【**手足が不自由**】です。

かいじょしゃ しえん どくりょく しょくじ ちょうり
ヘルパー・介助者の支援がなければ独力で食事をする、調理をすること、
そうじ きょたくない いどう ふうる はい
掃除をすること、居宅内で移動すること、お風呂に入ること、トイレに行くこと、
しょめん か う せんわ にちじょうせいかつ かじ
と、書面を書くこと、メールを打つこと、電話をすることなど日常生活、家事、
かものさんぽ こうえん み い かつどう しゃかいかつどう まったで き
買い物、散歩、講演を見に行く、NPO活動など、社会活動が全くできません
ので、かいじょしゃ しえん ぶかけつ せいかつ くるまいす じぶん
介助者の支援を不可欠として生活をしています。もちろん車椅子を自分で
うご かいじょしゃ かいじょしゃ がいしゅつ かもの で き
動かさませんので介助者がいなければ外出、買い物などもできません。

かんかくまひ
【**感覚麻痺**】

また、りょうて かんかく
また、両手の感覚もありません。

そのため、しばしば、あし ゆび けが きづ ほうち
そのため、しばしば、足の指をぶつけて怪我をしているのに気付かないで放置
して、かのう じたく しょうどく なお ていど あっか
化膿させてしまい、とても自宅での消毒などで治らない程度に悪化させ
てしまい、すうしゅうかんにゅういん なお いま かい
数週間入院して治したことが今まで3回ほどあります。

そのため、ほうもんかんご かんごし しゅうかん どじたく ほうもん
そのため、訪問看護の看護師さんに2週間に1度自宅を訪問してもらい、
ぜんしん いりょう かんごじょう しんさつ じょげん う
全身のチェックをしてもらい、医療・看護上の診察、助言を受けています。

げんごしょうがい
【**言語障がい**】

じゅうど げんごしょうがい すう げつじょうけいぞくてき しえん はい な
重度の言語障がいがあるため、数か月以上継続的に支援に入ってもらった馴
れたヘルパー・かいじょしゃ わたし ことば き と こんなん
介助者でないと私の言葉を聞き取ることは困難です。

ぼうこうきのうしょうがい
【**膀胱機能障がい**】

わたし ぼうこうきのうしょうがい ゆう
私は膀胱機能障がいを有します。

じょうじ にょう そうちゃく く
常時、尿カテーテルを装着して暮らしています。

しゅうしんちゅう そうちゃく にょう ていない
就寝中も装着しています。尿カテーテルは丁寧にチェックしていないと
にょうも じこ ぎゃくりゅうじこ えんしょう ひ お けんこう がい
尿漏れ事故や、逆流事故などにより、炎症などを引き起こし健康を害します。

そのため、よなか かいじょしゃ にょう じかん かい ひつよう
そのため、夜中でも介助者が尿カテーテルを1時間に1回はチェックする必要があります。

しゅじい ないが いし ぼうこうきのうしょうがい しゃかいせいかつ
主治医である内科の 医師からも、【**膀胱機能障がいによる社会生活**
かつどうせいげん しんだん う
活動制限】の診断を受けています。

ねん がつ にちづ しんだんしょ さんこうしりょう てんぷ
年 月 日付けの診断書のコピーを参考資料として添付します。

【褥瘡(じょくそう)が得意な状態】

時期としては排尿のための留置カテーテルを装着した頃からですが、注意していないと、ヘソのあたりや、腰部、臀部に時々褥瘡ができます。

「褥瘡」がいかに危険で生命へも危険を及ぼすことを東電の方は御存じでしょうか。

これは医学の世界では常識でしょうから詳しく説明しませんが、褥瘡が悪化すれば、皮膚に穴があき、深化すると骨まで達して、周囲が壊死するなど、大変危険なものです。

そのため、私の介助をしてもらっているヘルパーには、その点の主治医からの指示書をよく守ってもらうようお願いしています。

日中も、30分に1回程度、車いすのバンドを外して、体を抱き抱えて、体位を変更します。夜中の就寝中も2時間に1回はやはり、体位交換をしてもらいます。

4 おい立ち

歳まで両親と暮らしていましたが、歳のとき上記の住所にて独居での自立生活を開始しました。

5 公的介護の受給状態

障害者自立支援法では障がい程度区分で、施策としては、「重度訪問介護」という支援を1か月の支給量 時間の支給決定を受け、ホームヘルプサービスを利用していました。

二 事故直後の転々避難の状況

1 3月11日～16日朝 自宅アパート 死を覚悟するほどの恐怖

私は、大地震の後、余震が続く中、原発からの放射能噴出を伝えるテレビ報道に釘付けとなり、目に見えない放射能の恐怖に愕然としました。

11日、12日、私は、自力で移動して安全を確保できないので、ヘルパーさんに連絡を取ろうとしましたがそれも難しいことでした。

毎日来ているヘルパーが来ないため一人で自宅で本当に困りました。

隣の方が親切に、安否を気遣って顔を出してくれました。とはいえ、私も言語障がいが強いのので、普段あまりつきあいのない方でしたので、ヘルパーの事業所に連絡をして欲しいことを伝えるだけでも一苦労でした。

幸い、冷蔵庫の横に緊急連絡先一覧を貼っておきましたので、それを見て隣の方も理解し、ヘルパーの事業所に連絡を入れてくれました。

しかし、十数回以上かけても電話はつながりませんでした。隣の方も家族全員で原発の放射能の恐怖で避難を考えていましたので私もそれ以上頼むこともできませんでした。

翌日12日午前になってようやく私が頼りにしていたヘルパー個人の携帯電話がつながりました。私がお願いしている事業所は私と同じ市にあるのですが、福島第一原発から18キロメートル付近にありました。

そして、事業所は原発事故により、幹部も職員もヘルパーもバラバラに避難し、休業状態になっていました。

ようやく携帯電話がつながったヘルパーによると、ガソリン不足により、ガソリンスタンドに何百メートルもの列が重なっているとのことで、すぐにヘルパーさんに訪問してもらうことができませんでした。

私にとって、ヘルパーは生きるために必要な存在であり、これまでにない大災害の中、ヘルパーと連絡が取れないこと、いつヘルパーが来てくれるかわからないということは、命が危険にさらされているという恐怖感そのものでした。

実際、一晩支援がなかったため、水も飲めず、食事もできず、風呂も入れず、排便も我慢し、体位の変更もできずにいつ「褥瘡」ができるか心配で、もちろんベッドに行くこともできず車いすに座ったまま、一晩全く眠れませんでした。

正直に言って本当に「死ぬかと思った」。

その恐怖がどれほどのものだったのかを東電の人に理解してもらえるでしょうか。

その結果、私は一人きりでなすすべもなく、11日から16日までの5日間、このような極限的な状況がいつまで続くのかわからない中、ずっとテレビのある茶の間にこもって、テレビ報道を追うだけでした。

ヘルパーも、^{げんぱつじこ えいきょう じぎょうしょ さいかい こじんてき こうい ふたり}原発事故の影響で事業所が再開されず、個人的な厚意で二人のヘルパーが1日のうち、^{にち すうかいかお だ ほんとう し ていど さいていげん}数回顔を出して、本当に、死なない程度に最低限のことを^{てつだ}手伝ってもらっただけでした。^{こじん じょうたい}個人ボランティア状態でした。

地震のせいでところどころに物が散らばったり、割れた窓ガラスが散らばっていたりしていたことと、^{わたし よしん うえ もの お ばあい}私は、余震で上から物が落ちてきた場合とっさによけることができないので、ひたすら動かずじっとしていました。テレビ報道を見ていると、^{ふあんかん たか}不安感が高まってくるので、よほど見るのをやめてしまおうかと思いましたが、^{こわ}それも怖くてできませんでした。いつか^{でんき と}電気が停まって、^{でんわ だんぼう}電話も暖房もテレビも^{つか}使えなくなってしまうのではないかという^{ふあん}不安もありましたし、^{とうぜん よる}当然、夜もほとんど寝ることができませんでした。

^{しょくりょう ぐうぜん みず かしすうふくろ そな じりき}食料は、偶然、水とスナック菓子数袋の備えがありましたが、そもそも自力では^た食べられませんし、^{ひとり じたく ひんばん い}一人では自宅のトイレとはいえ、頻繁には行けないことと、^{か もの い}買い物にも行けずいつ^{しょくりょう つ}食料が尽きるかわからない^{きょうふかん}恐怖感もあり^{しょくよく}食欲もなく、^{まった た}全く食べることはできませんでした。

このまま、^{だれ たす じたく ことくし}誰にも助けてもらえないまま自宅で孤独死してしまうのではないかと本気で覚悟して、^{ほんき かくご した ひと いしよ か}親しい人への遺書も書きました。

^{にちあさ}16日朝になり、ようやく^{じぎょうしょ さいかい せいしき}事業所が再開し、正式にヘルパーさんが^{ほうもん}訪問してくれ、^{わたし}私は、それまでの^{きょくげんてき きょうふかん ふあんかん かいほう}極限的な恐怖感、不安感から解放されました。

【不眠症】

^{わたし}私は、その^ご後の、^{ひなんせいかつちゅう}避難生活中、この^{きかん}期間のことを^{なんど おも だ}何度も思い出してはうなされ、^ね寝られない^{よる つづ}夜が続きました。

^{し きょうふ う}死への恐怖を受けたことが^{せいしんてき}精神的トラウマとして^う植えつけられてしまいました。

これはいわゆる「^{ひなんせいかつ}避難生活」でない、^{げんぱつじこ ねん}原発事故から1年 ^{げつじょうた}か月以上経った^{げんざい}現在でも^{きょうふしん}恐怖心があります。

^{さいきん}最近でも^{じしん}地震は^{ねんじゅうはっせい}年中発生しています。

^{じしん お}地震が起こるたび、^{わたし}私はその^{とき}時の^{きょうふ}恐怖が^{そうき}想起し、^{からだ}体が^{ふる}ガタガタ震えるのです。

^{ふみんしょう いま}不眠症は^{つづ}未だに続いています。

もしかすると^{いっしょう}一生この^きトラウマは^{おも}消えないのではないかと思います。

東電にはこの今後一生 生涯続くかもしれないこの心の傷に対して、適正な賠償をして頂きたいと思えます。

【褥瘡の悪化】

東電の方はたかだか5、6日のことじゃないかと思われるかもしれませんが、しかし、私には常時、褥瘡回避のための体位変換、交換などのケアが必要であることは御説明したとおりです。

しかし、この期間、それらが欠けていたため、臀部に軽度ですが、褥瘡ができました。

その後、その褥瘡を悪化させないため、常にヘルパーさんに患部の手当をしてもらいました。

本当は患部の治療的なことはヘルパーさんの職務権限を超えているのですが、背に腹は代えられず、お願いしていました。本当は東電から、そのような看護師さんなりが派遣されることが本来の「賠償」なのではないですか。

2 3月16日夜～23日朝 村避難所(体育館) 第一次避難

16日、私は、他の5人のホームヘルプサービスの利用者のヘルパーさん、その家族らと共に、村の避難所(体育館)に避難しました。

私たちの住んでいた地域は、避難区域外でしたが、私達はすべての生活動作に時間がかかることから、命を守るためには、障がいのない人たちよりも早めに避難することが必要でした。それが、阪神淡路大震災の教訓でした。

私にとって、長時間の移動と住みなれた生活環境が変わることは、障がいのない人以上に大変かつ不安なことなので悩みましたが、避難せず、ずっと一人きりでアパートにとどまっていたら、ヘルパーさんにも来てもらえず、トイレにもなかなか行けず、食料も尽きて本当に孤独死してしまいますし、仲間やヘルパーさんも一緒に避難だったので、村への避難を決断しました。

村の体育館には17日までいました。体育館では、仲間やヘルパーさんがいてそれは心強かったのですが、状況は悲惨でした。

まず、私は、トイレに行くにも車いすで人の間をすり抜けていかなければならず、毎回分以上の行列で、思うようにいきませんでした。

慣れない、しかもバリアフリーでないトイレで、ヘルパーさんの助けを借りても普段の何倍も時間がかかりました。

周囲の雰囲気もいらいらして、18日にはトイレから出たときに「時間がかかり過ぎなんですけど」などとわざと聞こえるように文句を言われました。

車いすを指差したり、露骨にじろじろ見る人もいました。そういった周囲の目やヘルパーさんが他の人の介助もしなければならずなかなか手が空かなかつたこともあって、私は、アパートの時と同様、水分を控えて、トイレに行く回数を1日2回程度に減らしました。

思うようにトイレに行けないことが続き、足もむくんでパンパンになりました。

また、私は、毛布が1枚渡されただけで、他に寒さをしのげるものもなく、硬く冷たい床に寝ることになりました。

私は、寒さと体の痛みでほとんど寝られず、その結果、背中と腰に激痛が走りました。

障がいの悪化は目に見えて明らかで限界でした。

このような状況では、また何かの災害や事故がさらに起きた場合、私たちは、避難できず、置いていかれると感じました。私たちは、一般の避難所では生活していけないことを改めて思い知りました。

3 3月18日夜～日 県市福祉避難所(生活介護事業所)二次避難

村の体育館での避難生活は上記の通り限界だったことと、そのような状況にもかかわらず同村には医者がおらず、薬も手に入らず不安だったことから、私たちは、ヘルパーさんの派遣元である生活介護事業所のつてをたどって、福祉避難所である県市の生活介護事業所に二次避難を行いました。県市には年月日までいました。

(以下略)

「障がいに伴う特別な損害に関する事情説明書」モデル(三人家族例)

東日本大震災での東京電力原発事故に起因する被災を巡り、東京電力に損害賠償を請求するにあたり、私の障がいに伴う特別な損害(精神的損害・必要となった費用他)に関して事情を御説明致します。

1 家族構成(震災当時、夫 歳・妻 歳・息子11歳(筋ジストロフィー)の3人家族)

夫(作成者): 2011年3月11日時点で 歳、現在 歳です。

私の仕事は、震災時は、福島県 市内の株式会社 に勤務しており、給与約 万円でした。私は、その後約 カ月の休職を経て、同社に復職しましたが、現在、同社は、通常業務をしておらず、私の業務は、東電に対する損害賠償請求業務と施設維持業務のみです。給与は、約 万円に減収してしまいました。

私は、避難生活により持病の喘息が悪化してしまいました(診断書のコピーを添付します)。

妻: 2011年3月11日時点で 歳、現在 歳です。

妻の仕事は、震災時は、公務員で、給与約 万円でした。

避難の際、息子の生活介助のため、妻は介助休暇、有給休暇を取得しました。

しかしながら、平成23年 月の市の緊急時避難準備区域解除に伴い、それ以降の休暇の延長は、本人の傷病でないため、認められませんでした。そこで、妻は、同年 月にやむなく自主退職し、現在は無職です。妻が退職したことにより、世帯収入が大幅に減ってしまいました。

妻は、避難生活により体調不良から自律神経失調症を患ってしまいました(診断書のコピーを添付します)。

息子: 2011年3月11日時点で11歳(小6)、現在12歳(中1)です。なお、息子は身体が大きく、身長約 cm、体重約 kgです。

息子は歳の時に、「筋ジストロフィー(最も重症なデュシェンヌ型)」と診断され、「体幹機能障がい、肢体不自由」の障がい(現在2級)を持っています。震災時、息子は、市立の普通学校小学校の6年生であり、そのまま市内の普通学校中学校への進学を希望、予定していましたが、避難先で、普通学校に進学することは、環境、理解の点で難しく、息子は、県立特別支援学校の中等部に進学しました。

2 居住地

2011年3月11日当時、私たち家族は、福島県市区のアパートで暮らしていました。この部屋は、震災のわずか年前である、平成年月に、約1000万円をかけて、息子のために、バリアフリーにリフォームしたものでした。リフォーム費用の月の返済額万円ですが、予想外の私の減収と妻の退職により、貯金と賠償金を切り崩して生活しており、非常に厳しい状態にあります。

市区は、福島第一原発から約キロメートルにあり、いわゆる政府の定めた緊急時避難準備区域(平成23年月に解除)でした。

その後、私たち家族は、避難のために転々として、現在は県市の借り上げ住宅に家族で暮らしています。

そもそも、原発事故という大惨事が発生していながら、「区域」の外だ、内だという線引きがあること自体全く理解できません。家の近所の工場が大爆発を起こして大事故を起こした場合、あとから政府が決めた地区の人だけの避難が正当と認定され、区域外の者の避難は勝手にやったことだから賠償できないとか賠償額を低くするとか、そんなばかげたことがあっていいのでしょうか。

3 息子の障がいの内容

息子の【障がい等級】は、震災当時は、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳3級でしたが、避難生活により症状が進み、平成24年4月からは2級となっていました(手帳のコピーを添付します)。

【障がい名】は「筋ジストロフィーによる体幹機能障がい、肢体不自由」です(診断書のコピーを添付します)。

【筋ジストロフィー（デュシェンヌ型）とは】筋ジストロフィーの中でも最も重症な進行性筋萎縮症です。年齢を経るに従い筋力低下が進行し、12歳までに歩行不能で車椅子になると言われています。現在、有効な治療法は確立されておらず、20歳代で心不全または呼吸困難により死に至る非常に残酷な病気です。

私達家族3人は、息子が歳の時に診断を受けて以来、絶望と哀しみの中からも、前向きに生きていく決心をし、バリアフリーの自宅も、学校も、息子が自立歩行できるうちに、できるだけ良い環境を作り、楽しい思い出を作ろうと懸命に生きてきました。

【体幹機能障がい、肢体不自由】

震災当時、息子は、平たい床に座ると、手すりがないければ、自力では立ち上がれず、階段は手すりを使って1、2段登るのがやっと、ひざから下を上げる力が少なくなってきたため、ほんの数センチの段差でも乗り越えることができなくなりつつありました。しかし、自宅がバリアフリーだったこともあり、息子は、車いすを使わないで自力歩行で生活することができていました。

ところが、バリアフリーでない避難生活により、筋ジストロフィーの進行を抑えるには、負担をかけ過ぎず、適度な運動が必要であるところ、息子の身体に余計な負担がかかってしまったこと、また、手すり等がないため、息子も動けず、運動量が減ってしまいました。それにより、息子の症状は、進行して、3級から2級になってしまいました。

4 事故直後の避難の状況

3月11日～12日	市内の小学校体育館に泊（詳細は略）
3月13日～14日	駅前路上にて車中泊（コンビニでトイレのみ借りる詳細は略）
3月15日～16日	温泉の一室に泊（詳細は略）
3月17日以降	県市のアパート（借り上げ住宅）

【バリアフリーでない住宅による不自由、不便、介護の増加、症状の進行】

上記の通り、筋ジストロフィーの進行を抑えるには、負担をかけ過ぎず、適度な運動が必要であるところ、バリアフリーでない借り上げ住宅により、息子の身体に余計な負担がかかった上に、運動量が減ってしまったことから、息子の症状は、進行して、3級から2級になってしまいました。

まず、バリアフリーの自宅と異なり、借り上げ住宅には手すりがないため、余計な負担が身体にかかるばかりでなく、それを恐れて息子は動くことができなくなりました。また、自宅にはなかった、段差も息子の動きを阻みます。

トイレも入浴も、バリアフリーの自宅では、息子一人できていましたが、借り上げ住宅は、トイレも浴槽も高さがあり、息子の身体に負担のかかる構造で、手すりもないため、息子一人ではできません。このことは、私たち両親の介助の負担が増えただけでなく、息子は年齢的に親に身体を見られたくないという年齢であり、複雑な心境のようです。

また、一度座ってしまうと立ち上がれない息子の身体の負担を減らすためには、ベッドとテーブルが必要ですが、それを購入できたのは、平成23年 月までの賠償金がようやく手に入った同年の年末でした。

玄関の段差については、大家さんの理解で簡易スロープを付けてもらいましたが、傾斜がきつく、壁に張り付くようにしてしか動けないため、身体への負担は大きいです。

(バリアフリーの自宅と借り上げ住宅の比較写真を添付します)

このような借り上げ住宅での生活により、息子の足首の関節の可動範囲が狭くなり、一度座ると、手すりにつかまっても立ち上がるのが難しくなりました。また、ふすまのへりのようなわずか1 cmの段差でも非常に大きな障がいとなりました。

バリアフリーでない借り上げ住宅で、体重が kgもある息子の介助が大幅に増えたことは、私も小柄な妻にとっても非常に大変なことです。しかしながら、何よりも、息子は、現在でも、まだ立ち上がればどうにか自力で動けるため、バリアフリーの自宅では、自力歩行で生活できる状態です。息子が自立歩行で生活できる最後の時間なのにもかかわらず、現在の借り上げ住宅で、不自由、不十分な生活を強いられている息子が悔しくてなりません。普段は、自分の病気について

あまり文句や愚痴を言ったりしない息子も、身体が動かなくなったことやバリアフリーでないことの不自由、不便に対する不満を口に出すようになりました。

また、借り上げ住宅は、部屋自体が狭く、息子が車椅子になった時に対応できないことも不安です。環境を変えたくても、借り上げ住宅なので引越しもままならず、そもそもバリアフリーの賃貸物件がない状況です。

【地元の普通学校に進学できなくなってしまったこと】

前記の通り、息子は、震災当時、市内の普通学校 小学校6年生であり、その後も、市内の普通学校 中学校への進学を予定、希望していました。

中学校は、小学校から息子の病気に理解のある友人が多いただけでなく、偶然、息子と同じ病気の生徒が通学していたため、息子の病気にに対する理解やエレベータ等の施設設備が整っていました。息子はまだ自力歩行のできる状態でしたから、環境さえ整えば、友人が多くいる普通学校に通いたい、通わせたいというのが、私達親子の大きな希望でした。

そこで、私達は、市緊急時避難準備区域が解除され平成23年 月の時点で、避難先から市に戻るかどうかの判断をしましたが、震災前と異なり、中学校は仮の校舎であり、状況的にも障がい者を受け入れるような状態ではなかったことから、市に戻る選択肢はありませんでした。それに加えて、市の放射線量についても心配でした。

結局、慣れない避難先で普通学校に通うことは難しいと判断し、息子は、県立支援学校（中学1年生）に進学しました。しかし、友人がおらず、息子はいつもさびしそうです。同支援学校は、先生が息子の病気を理解している点は感謝していますが、息子はいつも市の小学校で一緒だった友人に会いたいと言っています。

5 私 の 父 としての 思い

私達家族3人は、息子の病気という絶望と哀しみの中から、前向きに生きていく決心をし、できる限りのことをしようと、夫である私は、息子と過ごす時間を増やすため仕事を変え、自宅も全てバリアフリーの改築を施し、息子が自力歩行できるうちに、家族3人で楽しい思い出を作っていくと懸命に生きてきました。

しかし、あの^{げんぱつじこ}原発事故がそんな^{わたしたち}私達の^{みじかい}短いながらも^{しんそこたいせつ}心底大切な^{じかん}時間を^{ひなん}避難という^{かたち}形で^{うばい}奪い去った^{こと}事に対して、^{たいし}悔しさの^{くやしき}あまりどう^{ひょうげん}表現していいか、^{いま}今もわかりません。

^{わたしたち}私達^{かぞく}家族^{にん}3人の^{じこ}事故による^{さまざま}様々な^{くつう}苦痛、^{くろう}苦勞、^{かなしみ}哀しみを^{とうきょうでんりょく}東京電力に^{うった}訴えるには、^{どうしたらよいの}どうしたらよいのでしょうか。^{でき}できないことはわかっていますが、^{こども}子供との^{みじかいじかん}短い時間を^{かえして}返してほしい^{きもち}気持ちで^{こころ}心が^{いっぱい}一杯です。

^{わたしたち}私達は、^{かぞくぜんいんひとり}家族全員一人につき、^{すくなく}少なくとも^{つき}月50万円の^{まんえん}精神的^{せいしんできそんがい}損害を^{あつて}負っていると^{しゅちょう}主張し^{せいきゅういたし}請求致します。

いじょう
以上

「障がい者のためのわかりやすい東電賠償学習会」
Q & A マニュアル(第二版)

執筆者(五十音順)

藤岡 毅(弁護士・東京弁護士会)

藤木 和子(弁護士・埼玉弁護士会)

榎 裕康(弁護士・福島県弁護士会)

向川 純平(弁護士・横浜弁護士会)

八杖 友一(弁護士・第二東京弁護士会)

執筆協力

日本弁護士連合会高齢社会対策本部、高齢者・障害者の権利に関する委員会

発行日 2013年9月30日

発行者 日本弁護士連合会

福島県弁護士会

日本障害フォーラム(JDF)

【本冊子に関するお問い合わせ】

日本弁護士連合会 人権第二課(災害対策事務局)

電話: 03-3580-9956

FAX: 03-3580-9957

Email: jfba-saigai-honbu@nichibenren.or.jp